

令和2年第4回那須烏山市議会6月定例会（第2日）

令和2年6月3日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時45分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） おはようございます。

傍聴席の皆様には、早朝よりお集まりいただきありがとうございます。また、マスクを着用して御参加いただきありがとうございます。我々も執行部も、こういう時期でございますのでマスクをしての発言になります。お聞き取りにくいところがあるかと思えますけれども、御了承をお願いいたします。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて45分としておりますことから、議長において時間を計測し持ち時間の45分を超えた場合は制止いたします。また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

[15番 中山五男 登壇]

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。コロナウイルス感染が心配する中にありますが、傍聴席においでくださいました皆さん、皆様方には心から感謝を申し上げたいと思います。

昨日は、議会内の役職改選があった中で、久保居議員が議長に渋井議員が副議長に、全議員の推薦により議会の要職に就かれましたこと、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

本市には、様々な重要な課題が山積しておりますことから、議会の果たす役割は最も重要な時期と存じますので、新正副議長の強い指導力の下で議会内の意思統一に努められますよう、強く望んでいるところであります。

また、辞職されました沼田議長、田島副議長の御両名には、この2年間誠に御苦労さまでし

た。ありがとうございました。

さて、今期定例会一般質問では、登壇される6名全員が新型コロナウイルス感染症を挙げております。私も質問3項目のうち、大方がコロナウイルスに関しますが、それに加え、今年もいよいよ出水期を迎えていることから市の災害の対応策は万全か伺いたく存じます。

それでは、この先、質問席に移り1項目ごとに質問をさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず1項目め、新型コロナウイルス感染症の危機回避策についてお伺いをいたします。中国武漢で昨年11月に発生した新型コロナウイルスの感染が瞬く間に全世界に広がり、日本でも1月に初めて感染者が明らかになったことは市長御存じのとおりであります。

その後も国内に感染者が増え続けたことから、全都道府県に緊急事態宣言を発令するなど、対策を講じたことから、感染拡大を抑え込むことに成功し、学校も6月1日から通常登校に戻ったところであります。

しかしながら、新型コロナウイルスは今後も、小康状態と再流行を繰り返し終息までには、1、2年かかるとされており、感染対策には長期化が避けられないものと存じます。このコロナウイルスは感染者の8割は軽症で済み、2割弱が重症化するとされていますが、感染者のうち無症状の者がまち中を動き回るなどして感染が広がる事態があるとされています。

このことから、以前のように無防備な生活様式には当面戻れないと覚悟すべきで、同時に休業等を余儀なくされた事業者は、一層窮地に追い込まれるものと思っております。本市でもコロナ第2波、第3波が来ることを前提として、長期戦に向けた体制整備をすべきであります。

そのような中、コロナに対する市民や事業者に対する協力金、または学校教育に対する教材の整備状況は、自治体の財政力により格差が生じていることは残念であります。コロナ発生から先月までの5か月間、市民に対しては密閉・密集・密接のいわゆる3密を避け、外出自粛を要請されていたことから常に強いストレスが与えられ、経済的な困窮さえ強いられております。本市には幸いにして感染者が出ていないものの、ウイルスとの戦いは長期化が避けられないものと存じます。

市長には自治体のトップとして、停滞した本市の経済活動の支援に加え、人々の生命と安全を守る責務を担っているものと存じます。そこで、市民の不安払拭のための措置をどのように打ち出し、理解と協力を得ようとしておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民の不安払拭のための措置についてお答えいたします。

本市では、国において新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された翌日の1月31日に対策会議を開催し、那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後の対応について協議を行いました。また、感染症対策のため手洗いやマスク着用の励行を促すチラシを全世帯に配布し、市のホームページ、お知らせ版や広報紙、防災行政メール等を活用して関係情報を発信しているところであります。

税等の措置としましては、軽自動車税や市県民税、上下水道使用料等の納期の延長を実施しております。

経済対策としましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を創設し、新型コロナウイルスの影響により業績が悪化している中小企業者向けの融資制度を創設いたしました。また、県の感染拡大防止協力金とは別に、市独自の感染拡大防止協力金10万円を支給しております。さらに、商工会と連携し、持続化給付金等の申請手続を支援する講習会の開催等の事業への一部補助を行うことといたしました。

次に、子育て世帯への生活を支援する取組の1つとして、対象児童1人につき1万円を給付する国の臨時特別給付金とは別に、市独自に1万円を給付する、なすから子育て応援給付金を創設いたしました。

また、特別定額給付金につきましては、1日も早くお届けできるよう、給付に向けた迅速な手続に努めているところでございます。

今後の対策としましては、国、県、関係機関との連携を図り感染症対策に努めるとともに、不足しているマスクや消毒液等の備蓄品の整備を進めております。

5月25日には政府において緊急事態宣言が解除となりましたが、これまでと同様、感染防止を図るため、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いうがい励行は継続して行っていただきたいと考えております。また、密集・密接・密閉の3密を回避する新しい生活様式の実践も重要であります。

私からも市民の皆様へメッセージを発信しておりますが、今後とも迅速な支援体制を構築し、議員の皆様のアドバイスを取り入れ、市民への不安払拭を図るとともに、御理解、御協力を得られるよう尽力してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 昨日の新聞の読者登壇でしたか、那須烏山市の住民から、那須烏山市は給付金の支給がとても早かったとの感謝の言葉がつつられておりました。本当に私も随分早かったなと感謝をしているところであります。関係された職員の皆様には本当に御苦労さまでした。

何点かここで質問をさせていただきたいと思っております。まず、経済対策関係なんですが、宇都

宮市では企業の83%にコロナの影響が出ているとそのように報道されています。そこで、市内経済への影響というのはどう見ているのでしょうか。倒産とか、事業廃止とか、そういうようなところがなかったか、お伺いをしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） コロナウイルスに関連しました市内の経済への影響についてお答えします。

まず、本市についても、やはり4月、5月の制度融資の利用状況を見ますと、昨年4月、5月に比べまして、前年比192%と倍近い利用状況がございました。また、セーフティネットの申請についても5月末で47件ということで、休業要請による売上げの減少や業績悪化等により資金繰りが大分厳しい状況が伺えております。

次に倒産、事業廃業についてなんですけれども、こちらにつきましてはコロナウイルスの影響によるものというのはございません。4月末に1件だけ、コロナウイルスの影響による業績不振により、事業所の一部を廃止したところが1件ございました。これについては今後も注視してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） もう1点なんです、経済関係なんです、経済産業省が持続化給付金というのを支給することにしております。これは売上げが前年同月比で50%以上減額している事業者に対して、中小企業の場合は上限200万円、個人事業主で100万円。それに加えて県でも最大30%の休業協力金を支給するとしています。

さらに県内でも13の市と町で給付金を支給するとしていますが、市内のこういった事業者の申請とか相談というのはどのぐらいあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、市内の持続化給付金の相談状況でございますが、持続化給付金につきましては、直接国のほうに申請する形となっております。

市のほうには相談業務として、どこに申請すればいいのかとか、制度の概要についてどうかという問合せがございますので、そちらについては概要について説明しているところであります。また、協力金につきましては、県の協力金に上乗せする形で市のほうも協力金を支給することとしておまして、5月末現在で71件の申請がございました。内訳で見ますと、大半が飲食業の方が多い状況でございました。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 農業への経済的な影響なんです、この感染拡大によって、特に花卉栽培農家や、和牛の農家では3割から4割ほど売上げが減少していると報道されております。本市内でもそのような影響が生じているのか、また、市の対応策は何か考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(久保居光一郎) 大鐘農政課長。

○農政課長(大鐘智夫) 農政関係、農業関係への影響でございますけれども、市単独でそのような調査等は行ってはおりません。県全体での話で今のところ進めておまして、管轄する振興事務所等と連絡を取りまして対策等を練っているところでございます。具体的な内容としましては、今お話にありました花卉農家、花の栽培ですけれども、市内にありますユリの栽培農家の方がやはり売上げが落ち込んでいるということで、そういった対策でユりを買って、各公共施設にユりの花等を配布できないかというようなことも考えておりますが、まだ具体化はしていないという状況でございます。

以上です。

○議長(久保居光一郎) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 商工業関係者には支援金というのは様々な面でも準備、用意しておりますので、この農業者に対してもこれから調査の上、影響があるなと思えばやはり市としても支援すべきではないかと思っております。また国や県へも、そのような要望も出すべきではないかと思っております。これは私の希望であります。

もうちょっと続けます。市政への影響なんです、特にこの税収の減です、多分法人市民税などは、相当減収するのではないかと思います。それらについて市税への影響についてお伺いをしたいと思います。

○議長(久保居光一郎) 高濱税務課長。

○税務課長(高濱裕子) ただいまの質問についてお答えいたします。

あくまでも試算となりますが、個人の市町村民税の所得割納税義務者数に関する調べ、こちらを基に試算したところ、法人住民税と法人市民税は合計で約300万円ほどの減収となると思われます。

納税猶予につきましては、納付期限が遅れるだけですので税収に影響はありません。コロナ対策での特例措置として、軽自動車税と固定資産税がありますが、こちらも地方特例交付金などによって補填されますので税収に影響はありません。

以上です。

○議長(久保居光一郎) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 税制部分の点は分かりました。

それともう1つ経済関係なんです、この新型コロナウイルスの感染拡大によって雇用止めとか解雇された者、これらについては具体的に市のほうに相談があったでしょうか。このような声は聞いているでしょうか。もしあったらお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 本市の雇用状況なんです、特に雇用に関する相談ということはありませんでした。

雇用調整助成金に関する問合せはありまして、そちらについては、ハローワークのほうに流している状況でございます。参考までにハローワークに確認をしたところ、1月末から5月末までに24名の方が解雇されたということでありましたが、これらの方については、直接コロナ関連の影響ではなかったということでございます。

コロナ関連のセーフティネットの申請状況とか雇用調整助成金の申請状況を見ますと、製造業とか飲食業の方が非常に多い割合で影響を受けているような形になっております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、雇用関係ではさほどの影響がなかったそうで、これは安堵しているところでは。

もう1点お伺いします。新型コロナウイルスの検査、拡充を図るために。宇都宮保健所では、陽性かどうかを判断するPCR検査センターを設置しまして、これは5月20日から運用して始めています。真岡でも28日から開設しているはずであります。そこで、この南那須地区の医師会等に協力を求めて、これらの検査体制を整えることは可能でしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

県では、感染拡大防止に備え医療体制の強化を図るため、県内の医師会などに対して、地域外来・検査センターの設置について協力要請をしており、議員がおっしゃるとおり既に県内数か所で開設しております。

南那須医師会での地域外来・検査センターの開設でございますが、医師や看護師等の確保を考えますとなかなか難しいと予想されまして、現在の状況では南那須医師会単独での開設は難しいと考えております。したがって、現在、県北地区の南那須、塩谷、那須郡市の3医師会での広域的な連携による開設を調整しているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 　　ぜひ私はこの、那須南病院でそういった検査体制ができれば、市民も安心できるのではないかと考えておりますので、これを要望として申し上げますが、市長は組合長でもありますから、ぜひそのような体制を取れるような方法をお願いをしたいと考えております。それでは、1項目めはこれで終わります。

では2項目め、災害対応策について、この中から2点ほど質問を申し上げます。

まず、1点目。昨年の台風19号による被災箇所の復旧状況と今後の災害への備えについてお伺いをいたします。

昨年10月に本市を襲った台風19号の被災の記憶が残る中、今年もいよいよ出水期を迎えております。

既に台風1号が先月発生し、フィリピンでは死者が出るなど多大な被害があったようであります。その台風も日本に近づく頃には熱帯低気圧に変わりましたが、それでも九州地方では降雨量300ミリメートルを超える大雨をもたらしております。

さて、昨年の台風19号により被災した河川、農地、農業用施設及び市が管理する施設等の復旧工事は順調に進んでいるのでしょうか。被災した小規模のところの工事は完了しておりますが、堤防が決壊するなどした大規模災害箇所は未着手であります。

公共施設の中で私が最も危惧している上下水道施設の浸水対策につきましては、去る3月定例会一般質問の中でも申し上げておりますが、その時の御答弁どおり対策は進展しているのでしょうか。

さらに、防災と減災と今後の台風の備えは万全か併せてお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 　　川俣市長。

○市長（川俣純子） 　　災害への備え及び台風19号による被災箇所の復旧状況についてお答えいたします。

昨年の台風災害を踏まえ、本市としましては早期の気象警報や避難情報の配信及び日中の明るい時間帯での避難所設置を検討しております。また、消防署や消防団、自主防災組織等の関係機関との連携を強化し、災害が発生する前の避難の呼びかけを行ってまいります。

そのほか、消防団との連携事業として、水防資器材などの事前点検や城東の樋門の動作確認を早期に実施したいと考えております。

次に、被災箇所の復旧状況についてでございますが、上水道施設は被災を受けました城東浄水場、境浄水場、境東取水場の3施設につきましては、防水扉、パネル等の設置を進めるとともに、電気通信機器及び非常用発電機の修繕工事を進めております。

下水道施設は昨年の浸水状況を踏まえ、施設の現地確認を行い、出水期までに、水の浸入経路に防水テープや土のう等の配置を確実にを行い、床上浸水の軽減を行ってまいります。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、落合川筋、逆川筋、大桶運動公園の3か所の復旧を進めております。昨年度中に落合川筋は完成しましたが、逆川筋、大桶運動公園につきましては現在実施中で、年度内に完成をする予定でございます。

農地、農業用施設の災害復旧事業箇所につきましては、国庫対象事業箇所が全体で71か所になります。そのうち、工事の発注済み箇所は64か所となり、約90%の発注が済んでおります。早いところでは、一部仮設を含めまして、既に復旧が完了し、水稻等の作付けを実施しているところがございます。残りの7か所につきましては、うち6か所が県所管の一級河川荒川の河川復旧工事に関する箇所であり、もう1か所につきましては、下川井地内の江川に架かる橋梁となります。また、被災農地等面積は1,064ヘクタールとなり、そのうち今期の作付けを見合わせる農地は93ヘクタールと見込んでおります。93ヘクタールの内訳は、一級河川荒川の河川工事に絡む面積44ヘクタール、また、地元水利組合等の判断による49ヘクタールとなります。

御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 時間が刻々と迫りまして、いろいろと私もこの再質問をしたいところがあるんですが、まず再質問2点ほどお伺いしたいと思います。

国土交通省の常陸河川国道事務所では、河川に堆積した土砂を掘削するなどして、氾濫を防ぐための工事、多重防災治水事業というのを去年から始めていると聞きます。全体の事業費は521億円を見込んでいるそうなんですが、その中で本市内の河川のこの土砂掘削計画については、何か聞いておりますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） お答えいたします。

国土交通省常陸河川国道事務所が中心となり、那珂川緊急治水対策プロジェクトが立ち上げられました。これは、那珂川と荒川を一体的に整備するもので、通常の災害復旧事業と、これまで幾度となく被災を受けた箇所には改良復旧事業ということで、堤防の高さを従前よりも高く設定し、災害を未然に防止し住民の安全を高める事業も含まれ、予算規模は議員がおっしゃられましたとおり、国予算として521億円が見込まれております。

河道の流下能力の向上がメニューの1つにございまして、河道内の土砂掘削も実施されます。堤防工事を実施する際には盛土材料が必要となりますので、結果として河道内の土砂が有効に利用されることとなりますので、河川の河積が確保できるものでございます。県事業として実施されます荒川の災害復旧事業におきましても、堤防のかさ上げ工事が実施されますので、その際にも盛土材として河道内の土砂が有効に使われるものですので御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回の答弁の中でありました、この荒川の復旧事業なんですが、これは向田から藤田間の5.9キロメートルで、2022年までに60億円を賭して改良することなんですが、これはいつ頃着手する予定なんですか。まだ大規模な工事は始まっていないですね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 荒川の災害復旧事業につきまして、私の知る範囲でお答えを申し上げます。

議員のおっしゃられますとおり、向田から藤田まで延長5.9キロメートルを向田が向田工区、それから南那須地区が小倉藤田工区ということで、2つに分けて整備されます。向田工区につきましては、県道宇都宮向田線の荒川橋から上流の落合堰まで、これが1.5キロメートル、これを向田工区としまして、次に、県道の小川大金停車場線の岩子地内に架かる新荒川大橋から、市道の小倉藤田線の藤田橋まで4.4キロメートルございますが、こちらが小倉藤田工区として整備されます。災害復旧の助成事業ということで、今後の災害に対応するため、現在の堤防にかさ上げを行い、強化を図るものでございます。

事業期間につきましては、議員がおっしゃられましたとおり、令和4年度までの3か年の計画でございます。今年度につきましては、向田工区、南大和久工区、小倉工区、藤田工区ということで、4本に分けて工事が実施されます。南大和久、小倉、藤田につきましては、もう発注になっておりますので間もなく工事のほうに入るといって伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 災害に対しまして、もう1点私は質問を申し上げます。

2点目になるんですが、浸水地区住民の早期避難対策について、これは私の提案的な質問を申し上げたいと思います。

昨年の台風19号の際、市が設置した避難所に身を寄せた住民は348人とのことあります。その中には市の警告により早期に避難した者と、警告を甘く見ていたため床上浸水するまで気づかずに自宅にい続けたため、消防団や隣人に救助を求めた者がいたと聞いております。

昨年の台風19号の接近、上陸予想に関する情報は、気象庁から新聞テレビ等の報道機関を通じ異例の早さで報道があり、その中では大型で非常に強い勢力の台風の中心が栃木県上空を通過する可能性が高いとして、大雨洪水警報レベルで最高の5に相当する、大雨特別警報を発し、最大級の警戒を訴えていたところでもあります。にもかかわらず、向田地区は水没し、城東地区は市の不手際もあって、民家や商業施設に加え水道施設まで、機能不全に陥ったところで

あります。

水没した地区の住民の中には、逃げ遅れてボート救出や車の水没が相次ぎましたが、その原因は、危機感は持っていたとしても、それが避難行動にまで結びつかなかったところであります。そこで、水没危険のある地区住民に対し、行政はいかなる方策を講ずべきか、ハザードマップの配布や、これまでどおりの計画では住民に危機が迫っていることを知らせる手段とはなっておりません。

そこで、過去に家屋が浸水した地区にサイレン等を設置しまして、増水が予測される場合は速やかにサイレン吹鳴と、音声による警告、この音声は市長が自ら放送したほうがいいと思いますが、これらを発信しまして、早期避難させるよう対策を講ずべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 避難対策についてお答えいたします。

昨年の台風19号が襲来した際、市では防災I n f oなすからすやまや、防災メールを利用した注意喚起や避難の呼びかけの情報を発信いたしました。

また、消防署、消防団、地元の自主防災組織におきましては、避難の呼びかけや救助活動を実施していただきました。特に消防団につきましては、車両のサイレンを吹き鳴らしながら、市民への避難の呼びかけも行っておりました。

今後の対策としましては、防災行政無線や消防団詰所に設置しているサイレン吹鳴による警報発令や、さきに答弁しましたとおり、気象警報や避難に関する情報をいち早く発信するとともに、消防署、消防団、自主防災組織との連携を強化し、多くの市民の皆様にも早めの避難を呼びかけてまいりたいと考えております。

議員御提案の過去に浸水した地区内にサイレン等を設置し、サイレン吹鳴等による警告を発し、早期避難をさせる対策につきましては、国や県との連携を図りながら今後検討をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ぜひこれは実現されるよう、実施されるよう希望いたします。

それでは、最後の質問項目、3項目目の小中学生の長期休校による学力を含む体力低下等の対策について、この中から2点、教育長に質問を申し上げたいと思います。

まず、1点目、学力及び体力への影響とその対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されたことから、本市内小中学校では去る3月3日から休校が始まり、学校の春休み期間14日間が終わり、新学期が始まってからも緊急事態宣言が、延長されていることから、休校がさらに5月末日まで続いたところであります。

新学期に入り分散登校が僅かあったものの、通常登校に戻った6月1日までの休校期間は、春休み14日間を含めれば89日間に及ぶものであり、いまだかつて経験のない長期休校を余儀なくされております。

私が小学生当時日本が敗戦国になったときでさえ、これほど長い休校はなかったと記憶しています。子供たちの教育は学校が中心に担っていましたが、それを突然、毎日の教育を各家庭に委ねても、家庭環境の違いから子供一人ひとりの学習状況は、学びに差が生じているはずであります。

さらに、本年度から導入された新学習指導要領が掲げる子供の主体的な学びを充実させるための時間確保は難しくなったものと存じます。そのような中で、学習指導要領に基づく年間の学習内容をいかにして消化させようとしているのでしょうか。新聞報道によりますと、去る18日、県教育長から県内の全部の教育長に対して、学校再開後の対応マニュアルが示された会議の中で、感染防止策と休校中に生じた学校の遅れの埋め合わせ方針等について協議したと報じられております。

ところで、今回の長期休校による学力の低下に加えて、体力の維持も危惧しているところがあります。心も体も伸び盛りの小中学生たちへの影響は大きいはずでありまして、長期間にわたり学校と友達から離れた中で、日々どのような生活を送っていたのでしょうか。感染対策として子供たちも当然ながら、密閉、密集、密接の3密を守った中での生活でしたから、外出もままならず家の中で過ごすしかなかったことですから、ゲーム依存症になりまして、体力も低下しているはずであります。

以上申し上げましたが、市内小中学校ではおよそ3か月間に及ぶ長期休校により生活環境が一変してしまいましたが、学力と体力の回復にいかなる方策を取られる考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、中山議員の学力及び体力の維持にいかなる方策を取られたかということに対しまして、お答えを申し上げたいと思います。

長期休業における学力低下、それから体力の低下等の方策ということでございますが、新型コロナウイルス感染症は、児童生徒、保護者の皆様に対しまして大きな不安、そして大きな損失をもたらしております。教育関係機関といたしましても、経験したことのない長い休業を余儀なくされ、対応に苦慮しているところでございます。

そのような中、児童生徒の学力及び体力、そして心の面についても憂慮しております。学力については、休業中、各校でプリントを配布、回収し評価したり、ホームページを活用し、学習の補助となる資料を掲載、または学習支援サイトを紹介したり、動画配信による学習支援を

したりしております。市教育委員会といたしましても、ホームページを活用しまして、英語の課題を示したり、国、県からの学習支援情報を紹介したりしてまいりました。

体力面におきましては、各校でストレッチ体操を紹介した写真や留意点などをプリントで配付したり、ホームページに掲載をしております。

心の面につきましては、市教育委員会と学校から規則正しい生活リズムを大切に促したり、学校では週に1回程度、家庭訪問や電話による心身の健康観察をしたりしてきております。

6月1日から児童生徒が登校を再開しておりますが、久しぶりの全員そろっての授業に喜びながらもマスクの着用や消毒作業、密にならないよう距離を取るなど戸惑いを感じている児童生徒も見られます。

今後も、感染拡大防止に万全を期しながら、教職員一丸となって教育活動を進めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 各学校では教育長、感染対策に必要なマスクとか、消毒液というのは確保されているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） マスクにつきましては、私のこれは市販の物なんですけど、児童生徒等の登校状況を見ておりますと家庭で作ったマスクではほぼ全員が登下校していると、昨日の段階で若干、少し気が抜けてきたかなという中学生が、何名かマスクしていない姿を正直なところ見かけましたので、車でしたので、指さしだけで理解してもらったかどうかちょっと分かりませんが、それについてはこれからは学校を通じまして、校長を通じまして指導をしてまいりたいと。

また、消毒液等につきましては、教育委員会といたしまして臨時購入いたしまして、学校に配布しております。また予備を市教育委員会のほうでストックしておりますので、しばらくの間は問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 再質問、私教育長に12項目ほど用意していたんですが、何せあと5分では、あと1、2点で終わるんじゃないかと思っています。

これは重要なことなんですけど、先日の新聞報道によりますと休校中、子供たちはゲームや動画に1日3時間以上費やしていた小学生がおよそ20%です。実質的な学習を一切してない児

童が約60%あったそうです。そうして朝寝坊で体力が低下して、いらいら感があって、何もやる気がなくなっていると、そういうような調査結果が出ていますが、本市の小中学校では、何かこういったものを既に調査されているのでしょうか。これは重要なことだと思っております。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 各校で、その点については、休業中の生活状況その他、調査というアンケート等を行ってそれに対する指導を行っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それともう1つ、塩谷町とか真岡市のほうでは、この全小中学校に体温が確認できるハンディサーマルカメラというのもあるんだそうです。これは三脚があって設定しておいて、設定した温度を超えると、音声と画像で警告が出るそうなんです。こういった、登校した子供に対しての健康であるかどうかというような確認はどのような方法で取るのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） まず、家庭で登校する前に体温の測定をしていただいております。それから、登校してきた児童生徒に対しては、昇降口その他で担任のほうから検温をするというような状況で設定をしております。機材等につきまして、サーモカメラのようなものも購入するとは今のところ考えておりません。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この体温測定を家庭に任せるのもいいでしょうが、朝の忙しい時間に、体温測定をしてから登校するというのは非常に難しいと思います。そういう意味で各学校でこの体温測定の機械を買ったらどうでしょうか。これは、まだこれでコロナが終わったわけではありません。第2波、第3波とありますので、これに備えてぜひそういった予算を計上すべきだと思いますが、このことについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） まず、議員のお話の中で、家庭での検温ということですが、忙しくてもこれは必ずやらなければならないことですので、忙しいから云々ということではそれを外す、家庭のほうでやらないということは私たちとしては、非常に困ると。学校は学校で必ず検温しておりますので、家庭でもきちんとした、北九州で今回小学生が何名か感染しておりますが、それも朝の段階では平温だった、ちょっとあつたけれども、今度学校へ来たらまた平温になっているとかというような、かなり無自覚の場合には体温の変化がありますので、こ

れはまめに検温をするということを考えると、まず朝は必ず家庭では実施していただきたいと、これは教育委員会としては、家庭に必ずやってほしいという要請を今後も続けてやっていきたいと思えます。

それから、国のほうの補助等がコロナ対策の予算が回ってくるということですので、それに対しては非接触型の体温計を、また学校に順次配置するというような予算をこれから要求していくという状況になっております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） もう1つ残っているんです。通告した、この長期休校によりまして延期または中止になる学校行事についてお伺いをしたいと思えます。

休校期間がおおよそ3か月に及びまして、さらに新型コロナウイルス感染が終息しない中にあるのは、1学期中に予定した各種学校行事にとどまらず、秋に予定されている行事についても中止または延期せざるを得ないものと思っております。さらには、修学旅行等も行き先によっては感染が危惧されることから、予定変更、再考が必要であります。

以上、学校の各種行事についていかに判断されておられるかお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 校長会におきまして、1学期中は学校行事は行わないということで決定をしております。修学旅行については、烏山中学校、南那須中学校とも9月に移動ということで、またさらに、行き先、または期間においても状況によっては、また変更を余儀なくされるというふうに考えております。

それから中学校のほうは、文化祭と運動会どちらか一方を2学期に実施できるようにしたいと、小学校においても運動会を秋にというふうなことで考えております。

最後に一言だけ、大きな行事は極力カットしていきたいと、授業時間の確保ということを考えております。

○議長（久保居光一郎） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を11時00分といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木敏久議員。

〔1番 青木敏久 登壇〕

○1番（青木敏久） 皆さん、こんにちは。久保居議長より発言の許可をいただきました、1番青木敏久でございます。傍聴においでいただきました皆様、本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として、4月16日に全国に発令されました緊急事態宣言も先月25日に全面解除となりましたが、まだまだ危機の渦中にあります。

世界に目を転じれば、新型コロナウイルスの世界の感染者は累計で620万人を超え、なおも中南米やロシアでの感染拡大が深刻化しております。改めまして、命と社会機能を守る仕事に従事されております医療従事者、行政関係者をはじめとする皆様に深謝申し上げます。

また、この国家的危機に対し外出自粛など、フォローシップで協力していただいております全ての皆様に敬意を表します。

平年であれば、5月病、6月病など新しい環境に適応できなくなる、健康面の心配に追われるところですが、目下戦後最大の国難に際し、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に適応していかなければならない局面にあります。

本日は、新型コロナウイルスに関連いたしまして5項目の質問をさせていただきます。1、コロナ禍における庁舎整備の方針について。2、災害時の避難所における感染症対策について。3、コロナフレイル対策について。4、感染拡大防止策が続く中での児童生徒の非認知能力を高める方策について。5、帰省自粛学生に対する支援について、以上でございます。

それでは、質問席よりお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） それでは、項目1番の質問に入らせていただきます。5月4日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が5月末まで延長されましたが、25日に全面解除となりました。

しかし、福岡県北九州市をはじめとして第2波の懸念が広がっています。その中で、感染拡大防止と社会経済活動の維持という相反する政策をいかにして両立させるか苦心している状況下にあります。故事、民のかまどの観点から庁舎整備の方針について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） コロナ禍における庁舎整備の方針についてお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令しました。

本市におきましても、小中学校の臨時休業や、保育施設の登園自粛、地域行事や各種イベントの中止、飲食店の休業要請や外出自粛など、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。

このため、国、県においては、各種給付金、助成金、協力金などを創設し、本市においても、子育て世帯への臨時特別給付金にさらに1万円上乗せや休業要請等に応じて休業した事業者に感染拡大防止協力金として10万円を上乗せするなど、様々な支援策を講じてきたところであります。

今後も国、県関係機関等と連携しながら、市民の日常生活や経済活動が元どおりになるよう、最大限の努力を傾注してまいります。

議員御質問の庁舎整備の方針につきましては、本市が直面する様々な課題の中にある公共施設全体の再編、再配置に位置づけられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策とともに、先送りできない重要案件であります。

令和2年3月30日に議会庁舎整備検討特別委員会より示された中間報告書にございます条件や自由意見等を十分に踏まえ、また昨日の議会等でも提言を頂きましたので、特別委員会とより一層丁寧に協議を重ね、丁寧にまた理解をしていただけるよう進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 2008年のリーマンショックですが、これは実質GDPが元の水準に戻るまでに5年余の歳月を要しました。今回のコロナショックは戦後最大の国難と言われます。

個人、法人を問わず青息吐息の状態であります。民のかまどと申しますのは、仁徳天皇は民のかまどより煙が立ち上がらないことから、向こう3年間の租税を免除しました。そのため、宮殿の雨漏りがひどくぼろぼろになりました。3年を経過し、民の生活力が回復して、かまどに煙が立ち上っても、念のためにさらに3年の課税を免除して、そうしてようやく宮殿の修理に着手したという物語でございます。

仁政を敷いた仁徳天皇と、庁舎整備というこの事項が私の場合にちょっと重なって見えるものですから、お伺いした次第なんです、それに加えて民のかまどと軌を一にするものとして、小田原市、今年1月に二宮尊徳学習事業で行政視察に伺いましたけれども、小田原市では財政調整基金から12億円を拠出し対策基金を創設しています。郷土の偉人二宮尊徳が天保の大飢饉の際に、小田原城の米倉を開いたことによって、城内から餓死者を出さなかった故事から小田原市長は、今がまさに米倉を開くときと述べられております。伝統とはかくあるべしと、こんな思いがしております。本市も、同じ報徳仕法によるお救い小屋の歴史がございます。今はまさに「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」という言葉もございましたとおり、お救い小屋の歴史に学んでコロナ対策を十分に手厚く、基金を取り崩してもやるべきと考えますが、これについてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところ基金を取り崩すほどひどいことにはなっておりません。今後、そういうようなことがありましたら財政調整基金もありますので、その辺はしていきたいと思っています。

庁舎整備に関して、今回コンサルを入れますのでその予算は計上させていただきましたが、それ以上に皆さんとの協議を重ねる時間が欲しいという皆さんから御意見を頂いておりますので、決してお金をかけて何かをしようというのは、庁舎を造る段階になったり、設計をする段階になってお金がかかるものなので、今の段階では皆様方との協議だと思います。一番お金がかからなく、そして皆様の意見を取り入れられるいい時間ではないかと思います。きっと議員の皆様もふだんより外出が少ないと思いますので、いろんな考えを巡らせていらっしゃると思います。それを十分に私たちと協議をし、市民の皆様の御意見も頂きながら調整をしていきたいと思っております。あせって何かをしたいとは思っておりません。ただ、大きなものを買物をするようになりますので、貯蓄をしていくということは必要だと思いますので、庁舎整備の基金は積み立てていきたいと思っています。

本当に必要な場合は、それは当然うちのほうでさせていただきたいと思っております。決して、庁舎を造るので対策をしないということはありませんので、その辺は御考慮を願いたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 市長答弁をまとめますと、庁舎も重要案件だから粛々と話し合いながら進めていくと。議会と進めながら、検討委員会を踏まえて進めていくという。コロナ対策については庁舎の議論を深めながら、その状況に合わせて庁舎整備の基金を取り崩せというわけじゃなくて財政調整基金のほうを取崩しも行って、市民の景気回復といいますか、それに努めるというような形でよろしいわけですか。今現時点では、財政調整基金を取り崩したりして経済対策に当たらないが、そういう状況が来たときには、取り崩す覚悟でいらっしゃるというふうな形でよろしいわけでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、もちろんです。今のところ正直言いまして、国からのかなりの交付金やそういうものが来ております。そのお金でかなり賄える部分が多いので、それが足りないような場合でしたら、その準備のための財政調整基金だと思っておりますので、その辺は使わせていただきたいと思っております。そのときには皆様の議会の承認が必要となりますので、そのときはよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 状況を見ながら積極的に取り組んでいただくように、私からも要望して、御協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番目の質問においては以上で終わりにします。

次に移ります。項目2番、災害時の避難所における感染症対策についてお伺いします。

本市は令和元年東日本台風により甚大な被害を受けました。危機管理の要諦は、空振りは許されるが見逃しは許されないと言われます。避難所における飛沫感染、接触感染のリスク対策についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 避難所における飛沫感染、接触感染のリスク対策についてお答えいたします。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について、まずは飛沫感染を防ぐ対策としまして、避難所が過密状態になる3密を避けるため、避難者は可能な限り、親戚や友人の家等へ避難をお願いします。また、避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者の健康状態を確認するため、検温や問診を行い、発熱やせき等の症状が避難者に出た場合は、可能な限り個室に移す対応を取ってまいります。

接触感染を防ぐ対策としましては、避難者同士が接近しないよう十分なスペースを確保するとともに、避難者との間をパーティションで区切るなどの対策を講じ、避難所にアルコール消毒液の設置、マスクの配備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 避難所生活においては、プライバシーの確保もままならない中で、加えて3密状態を避けるとなると収容人員がオーバーすると、こういうこともあり得るわけですが、まさに、先ほど市長が申し述べられたとおり分散避難になるわけです。学校では発熱や、せきなどの症状のある人のために、体育館だけでなく教室も使えるように、このような対応が求められる場合もあると思うんです。例えば東日本大震災の避難所においてもインフルエンザが発生した事例もございます。また、熊本地震においてもノロウイルスが発生したという事例もございますので、臨機応変と申しますか、体育館だけでなく教室も個室利用できるような形で使えるような対策についてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私の中では逆に教室が一番いいと思っています。なぜかといったら、うちの市では全部教室にエアコンが入っていますので、この天気の暑いときなんかは、もしもだったら、ただ教育長と、あといろんな相談は必要だと思いますが、1つの学校を避難所に提

供していただいて、教室の中を2つや3つに区切りして、それでエアコンのちゃんと温度が安定したようなところに避難していただくというのも出てくるのかと思いますが、まず初期段階の1日だけの避難の場合は、やはり体育館とかそういう場合での公民館とかの対応になるのかなと思いますので、その辺は長期にわたるかどうか検討をさせ、そのときによって考えを変えていく、臨機応変さが必要かと思いますが対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） そうしますと、避難所の避難生活の長短に合わせて教室利用もあり得る、むしろ教室は熱中症対策、その他寒さ対策としても有効だというような形で対策を練られるということでしょうか。

追加で質問したいんですが、新型コロナウイルスの影響で、感染症対策を踏まえた避難訓練ができない場合、こういう場合も感染の状況、第2波とかも踏まえてあるかと思うんですが、これについてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自治会単位の避難訓練のところは、今オープンでやってくださいとは言っておりませんが、今後はいろんな意味での外でやる対応が人数制限とかがありますけれども、できる場合が出てくると思いますので、そういうのは自主的にしていただくとか、広報できるかどうかその辺の状況を見ていきたいと思っております。

また、市としましては、本来でしたら7月に水防訓練や夏季点検があるんですが、今回それも見合わせていただきたいと思います。その代わりに、分団ごとにちょっと点検はしていただいたり、あと樋門のほうで、皆さんで訓練をするというのを、団員全員ではないんですが、そういう一部の方で集まったり、自治会の方等に立ち会っていただいたりとかでしたいなという事は今ちょっと協議させていただいております。

感染状況でどの程度の人数が集まって、どの程度できるかまだ分かりませんので、その辺を状況を見ながら進めていきたいなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 避難訓練については、よろしく願いいたします。また、令和元年東日本台風、台風19号ですね昨年の、ボートで避難された方もいらっしゃるんですが、今まで大丈夫だったからとかという、要するに正常性バイアスとよく言われますけれど、そういう、働いた面があるというのは否めないかと思うんですが、今回、新型ウイルスの場合には感染したらどうしようか、そういう感染を恐れて避難をためらうケース、これゼロリスク・バイアスというそうなんですが、感染を恐れるあまり避難をためらうケースが同じようにあるかと思う

んですが、それについてどういうお考えかお尋ねいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 感染を恐れるために避難しないというのは、一応はこういう対応をしていますというのは言いますが、やはりそれが最初にお答えしたように、親戚の方や知り合いのところに避難するという形を取ってもらうしかないのかなと思います。やはりお互いの信頼関係でありますので、不特定多数の方が信頼できないと思われたら、やはり来てくれとは言えませんので、その方自身の対応だと思います。その辺は個人的に考えていただくしかないのかなと思います。そこまで強制的に来いとは申すことはできませんので、その場その場の状況で対応させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） そのリスクについても、何かあってからではやはり遅いので、十分個別計画等で避難ができないということがないように、丁寧な対応をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。コロナフレイル対策についてですが、新型コロナウイルス対策では、重症化のある高齢者は、とにかく人との接触を避けることが一番の感染予防です。しかし、閉じ籠もりは、運動や社会参加の減少による認知症や介護リスクを内包するものです。感染予防にこだわらない健康対策についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルス感染症拡大防止におけるフレイル対策についてお答えいたします。

高齢者が新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいということは明らかになっております。感染リスクが高いことから、市では県内の感染者が確認された2月末より、高齢者の安全を守ることが第一と考え、ふれあいの里や、いきいきサロン等の介護予防事業を休止いたしました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、休止による筋力低下及び閉じ籠もりや、うつ、認知症等のフレイルへの移行が危惧されているところでもあります。そのため、市では3月2日の事業休止の周知に合わせ、家庭でできる運動を全戸配布し、日常生活の中での運動の実践を推奨しているところでもあります。

また、緊急事態宣言により外出自粛が強化されてからは、さらなる健康課題や生活課題が顕在化してくることも予測されることから、生活支援コーディネーターと連携し、介護予防事業を週1回利用している独居及び高齢者世帯148名に対し、健康チェック表の配布と、給付金詐欺等の情報提供を行いました。

健康チェック表の回収率は93%で、自ら意識し運動している方、再開を待ち望む方が多い中で、感染への不安から必要以上に閉じ籠もってしまった方もおり、個別支援が必要な方には地域包括支援センターや民生児童委員等との連携も進めております。

さらには、広くフレイル予防を周知するため、広報誌での特集を予定しております。

なお、介護予防事業につきましては、新型コロナウイルスにおいて高齢者はハイリスク者であることを念頭に置き、3密の回避と安心・安全な運営ができる環境が整い次第、順次再開する予定でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 外出自粛により長期間家の中で過ごす、筋肉が衰え血行が悪くなるなど、様々なリスクを抱えることとなります。感染リスクを抑えつつ、外出や散歩、人との交流、社会参加の機会を増やしていくことが高齢者の健康を高めることになろうかと思っております。

今までは、ステイホーム、家にいようから、これからはステイアラート、警戒を怠らないで外出するというふうにシフトチェンジするに当たって、やはり健康が懸念されることですが、先ほどと重複する面があると思うんですが、やはりゼロリスクを恐れるあまり外出しなくなるお年寄りが増えると、せっかく市のほうでふれあいの里事業を再開されるとか、高齢者の居場所づくり、各種いろんなところで御用意されていますけれども、そこに足が向かないとなるとやはり、高齢者のリスクを高める結果になるので、その点のゼロリスクというかそういうバイアスがかからないように、この対策について重複するかと思われませんがお答えいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 先ほど市長の答弁にもございましたとおり、7月から順次3密の回避と安心・安全な運営ができる環境が整い次第、介護予防事業のほうを再開する予定としております。

今、各団体の代表者と今月中にそういったことができるかとか、そういった今後再開に向けての協議を今、行っているところでございますので、その辺も含めて話合いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、今の質問については安心安全な環境を早く整えていただいて、高齢者の足がそういった居場所づくりに向かうようによろしくお願ひいたしたいと思っております。

あと1つ、フレイル対策として、外出自粛の影響で運動や体操で汗をかく機会が少なく、暑さに徐々に慣れていくいわゆる暑熱順化が進まないことが一つ懸念されるんですが、高齢者の

方は暑さや水分不足を感じにくいいため、熱中症対策が急がれると思うんですが、熱中症対策についてはどういった方針でおられるかお答えいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 今、議員がおっしゃるとおり、高齢者は体温調節機能等が低下しているために体に熱がたまりやすく熱中症になりやすいということですので、再開に当たりまして、そういった熱中症対策もきちんとしていただくようお願いするとともに、いろんなお知らせ版とか、そういった広報紙等を使いながら、熱中症予防のバランスの強化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 暑熱順化にまだ進んでない高齢者の方、徐々に外に外出できるようになれば、熱中症対策を十分施しながら体力の維持に努めていただくよう御指導いただきたいと思っております。

続きまして、4番目の項目に移らせていただきます。感染拡大防止策が続く中での児童生徒の非認知能力を高める方策についてですが、6月1日月曜日から通常どおりの学校活動が再開されました。休校期間中の教科教育は学習課題での対応を余儀なくされました。他方、自分を大切に高めようとする人間性、人と協調していく社会性等の非認知能力を高める学習機会は充足していなかったと思われまます。学習機会の喪失についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 非認知能力を高める方策についてということでお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、かつて経験したことのない社会情勢となっております。児童生徒、保護者の皆様には大変多大な負担及び不安を与えていることと考えております。3月から始まりました休業も5月末までとなりまして、児童生徒の学力、体力、心の面に大きな影響を与えているのではないかと懸念しております。

議員の御指摘のとおり、学習など、いわゆる認知能力に関しましては万全とまでは言えませんが、プリントの配布、動画の配信等で補ってきております。しかし、長期にわたり家庭での自粛を余儀なくされている児童生徒の精神面でのストレスは計り知れないものがあると感じております。学校教育は、児童生徒の人格の完成を目指し、様々なカリキュラムを計画、実施、評価することで、学力だけではなく、人間性や社会性も磨き、社会的な自立へと導いております。

コロナ対策の活動自粛やマスク着用、手洗い等の励行には、まさに自分を大切に、人と協調していく、このことの絶好の機会が、実はこの休業中に子供たちの周りに起きています。ま

だ低学年で気がつかない児童生徒もいるかと思いますが、自分がうつらないためのマスクの着用、または手洗い、消毒その他は、視点をちょっと変えるだけで、周りの人々を守る行動だということに、恐らく多くの児童生徒は気がついているものと思っております。この機会を奇貨といたしまして、教育委員会といたしましても各学校にこの考え方を、きちんと子供たちが自分を守ることは他人を守ることに、そういった考えをさらに定着させていくような機会と捉えて指導していくと、そのよう指導していくようにというふうに学校のほうには通達をしております。

学力、体力面のフォローだけでなく差別的な言動やいじめなどが発生することがないように、児童生徒の心のケアにさらに努めていくとともに、豊かな人間性を醸成するための学校行事や特別活動の時間をできるだけ確保してまいりたいと考えておりますので、また御理解を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 学校とは勉強するということはもちろんでございますが、勉強する以外にも大切な役割があると思われれます。インターネットの活用で知識は幾らでも吸収できる、手に入る時代ですが、学校はいろんな個性を持つ先生方、共に学ぶ仲間がいて価値あるものになると思っております。

ちなみに、烏山中学校、南那須中学校のホームページを見ますと、烏山中学校の教育目標は「心豊かで健やかな体を持ち、社会の変化に主体的に向き合い未来を切り拓く力を備え、自立できる生徒を育成する」。南那須中学校の教育目標は「しなやかでたくましい心と体を持ち、未来に飛躍する自立した生徒の育成」、こういった教育目標達成するには、学校に行き、友達がいり、部活動で汗や涙を流したり、体育祭や文化祭で協力し合ったりということから培われるものだと思いますが、それがなかなかかなわない状況にあると思っております。

先ほど教育長の答弁で、周りに気を遣う、コロナウイルスを奇貨としてそういった社会性を身につけるといことも重要なことだというふうにおっしゃられましたけれども、なかなか学校行事、先ほど中山議員の質問でも大きい行事は極力カットだというふうには伺いましたが、勉強以外も勉強も遅れていますけれども、学習以外でも身につけるものが学校に行かなくては身につかないということが多いかと思っておりますので、ソーシャルディスタンスを保ちながら、仲間同士の心の距離というか、近づけたり、そのほか学校での学びについて、これから文化祭、体育祭も、どちらか行うということですが、その辺の心の距離の近づけ方、そして学校で学ぶべきこと、もうちょっと具体的に分かったらお話しいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学習というのは、いわゆる教科の勉強というふうにお考えになる傾向が強いかと思えますけれども、実際には私たちは県教育委員会、市教育委員会そして学校現場もそうなのですが、教員一人ひとりが教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるというふうな言い方を徹底されておりますし、私も徹底しております。

つまり学習内容、教科書をこれだけ覚えよう云々じゃなくて、それを使っていかに社会性、または人間性、そして歴史感を持たせる、そういう授業が本来の授業でありまして、いわゆる知識的な教育をやるなんていうことは全く考えておりません。

繰り返しますが、教科書を教えるのではなくて、教科書であらゆることを教えていくというのが学校現場の在り方ですよね。これがなくなったから、こっちが足りないのではないというのは、担任の裁量の中で、その授業、数学をやりながら社会をやりながら国語もやりながら理科をやりながらでも、ここはこうなんだよという発生的ないろんな枝分かれはできると。またはそうするよというふうに指導しておりますし、さらに議員のお言葉にもありましたので、徹底するよというふうに指導していきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 教育は本当に大切なことですので、今、力強く教育長がおっしゃっていただきましたので、子供たちのことをよろしくお願い申し上げます。

5番目の質問に移らせていただきます。帰省自粛学生に対する支援についてですが、緊急事態宣言が解除されましたが、都道府県をまたいだ移動の自粛によって帰省がままならない学生もまた、フォローシップを発揮しておりました。ふるさととは遠くにあつて思うものではあります、悲しく歌うものであつてはならないと思います。誇れるふるさととして、本市の学生支援についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 帰省自粛学生に対する支援についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、過日、各都道府県において緊急事態措置が発令され、外出自粛が要請されたことにより、ふるさとへの帰省を自粛した学生が多くいるようでございます。さらに、最近の新聞報道によれば、飲食店等の営業自粛の影響によりアルバイト収入が大幅に減少し、就学の継続が困難になっている学生もいるようでございます。

このような事態を受けて、国では全国の国公立、私立大学生の学生を対象に1人当たり上限20万円を給付する学生支援緊急給付金を創設し支援することが決定しております。そのほか、全国の自治体の中には、地元出身の学生を対象に地元産の農作物を送付したり、商品券を給付するなどの独自の支援策を実施しているところもございます。

本市としましては、本市出身者で県外に就学している学生の実態について詳しい状況を把握しておりませんが、他自治体との取組等を参考にしながら、少しでも学生の気持ちに寄り添い、不安を和らげるような方策について検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地元も離れ市外で就学している学生の方々には、将来に1人でも多く那須烏山市にUターンしていただき、本市に愛着や誇りを持ち、本市の活性化のために活躍いただきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 各自治体も、学生の移動自粛については知恵を絞ってお願いしたところではあります。

島根県では、会いたいからこそ、今は会わないことにしませんかと呼びかけました。秋田県でもイラストを使って、暇だし、実家でゆっくりしようかなあという呼びかけに対して、「燃えるコロナの熱いクラスターそれがおまえだぜ」、自分は既に感染していると思って行動を自粛してくれとメッセージを伝えました。

家族の収入減やアルバイトの収入減に不安を募らせている学生にとって、本市で生まれ育ったと、このつながりはとても強いかわかれます。ほかの自治体を参考としましてというふうに市長はおっしゃられましたけれども、新潟県燕市の例では、4月10日からホームページで希望者を募集し、みそとかお米など5点の品物を送付しました。「おいしい御飯をもりもり食べて少しでも元気を出してほしい、いつでも皆さんを応援しています」の市長メッセージを添付したということです。学生からは、何か、本当に泣きそうになった、全国に誇れるふるさとのメッセージが届いているというのも散見いたします。これこそが郷土愛を育むことになるのではないのでしょうか。

市長答弁でもありましたとおり、人口減少が加速している本市にとっても、学生にふるさとに戻ってきたいという気持ちにさせるということは大変重要なことだと思います。先ほどの教育長答弁でも、コロナウイルスを奇貨として子供たちの育成に関わるということも、お話もございましたけれども、本市においてもコロナウイルスこれを奇貨として、県外で勉学に励んでいる学生に対して地元、ふるさとに戻ってこられるというような雰囲気づくり、環境づくりをすることが極めて重要だと思うんです。それで何か金銭的な支援でなくても新潟県燕市のように寄附を募る、そういう何かホームページで呼びかける、ホームページもリニューアルをするということもございますので、そういう、それによってホームページを見てもらうこともできるだろうし、そして何か地元の物産品を贈る。例えば本市の鳥はカラスでございますので、八咫ガラスとかそういう何かこういう縁起のいいものを入れて学生を支援すると。いい知らせが届いたようにお米を送る、本市の特産物を送るというのは、一つのこれは奇貨として知恵で

はないかと思うんですが、先ほどの市長答弁とかぶる部分とありますが、そういうお考えはあるかどうかだけお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 事実、実は計画を考えました。どのように、どのところから学生がいるかというのを募集するか、御家族に何か、ホームページやいろいろなものにするか、本当に学生かどうかの確認のために生徒手帳の写しを送ってもらうとかいろいろ考えましたが、正直言いまして国からの補助金がかかなりの額出ることになりましたので、また学校によりましては大学からも出るようになっておりますので、今のところ正直言って農産物を送ろうという話は考えました。でも今、どうなのかなというので、ちょっとちゅうちょしているところがあります。また送るとなりますと、一遍に何百というのは送付できませんので、JAとの契約とか、いろんな話が出てきますので、その辺がちょっとまだ滞っているというか、はっきりとした人数も、あと配付先も全国に広げるのか、地元にいる大学生もどうするのか。正直いろいろな案が出てきましたので、具体的な対応はできませんでしたので、そのうちに国の対策とかできましたので、ちょっと見合わせているところがあります。

今後、それをどのようにするかは検討していきたいなと思っておりますが、学生が一番アルバイトができないとかいったのが経済的に回復できるのか、その後、秋過ぎになってどうなのかで、またそれで対応が違ふと思っておりますので、その辺のときに対応させていただけるよう計画はしていきたいなと思っておりますので、そのときに何かいいアイデアがありましたら、青木議員のほうからも提案していただけるとありがたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 本市は財政規模も小さいですので、一つ私は思うのは、やはり刀剣短くば一步進めて前に出ると。刀が届かなければ一步前に進める、一步踏み出すということが大切なので、ほかの参考事例とかもいろいろいいでしょうけれども、そこは、市長決断でやるんだといって、ほかの自治体よりも一步前に出て対応してくれると学生たちの胸に響くんじゃないかと私はこのように思いますので、一步前に出て御提案いただければありがたいと思いますので、以上で質問を終わりといたします。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 皆さん、御苦労さまです。一般質問3人目、平塚英教でございます。議長の許しを得ましたので6項目の質問をしていきたいと思っております。時間は45分ということで限られておまして、最後までたどり着ければありがたいんですが自信がありません。しかし、納得いかない点は各課巡りをして、後で聞き取り調査をしたいとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、通告書に基づいて質問をまいります。

1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスのパンデミックに対する懸命な対応が地球的規模で続けられておりますけれども、感染者は先ほども同僚議員から出ましたように、6月1日時点で世界では600万人を超えていると。死亡者は36万人にも達しております。感染拡大が中南米や、ロシア、そして、アフリカにも広がっております。

国内では、同感染者が、6月2日時点で1万7,664名と、死亡者は916名となっております。政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づき1か月半にわたって発令した緊急事態宣言を解除しておりますが、新型コロナウイルスの猛威が完全に終息したわけではなく、経済再生を優先した見切り発車した形と報道されております。

安倍首相は、1か月半で流行をほぼ終息させることができたとしておりますが、独自の対策を決めた自治体に遅れを取るなど、アベノマスクに見られるような対応は明らかに混乱を生じさせてまいりました。緊急事態の全面解除とはいえ、都市部ではまだ、北九州や東京アラートのように、新型コロナの第2波、第3波の危機があり、それへの対応が国においても地方においても本格的に求められている状況であります。

これまでの経験で、感染拡大防止では何よりも医療体制の抜本的な強化と改善、そのための財政的保障が必要だということが明らかになっております。コロナ感染拡大から医療崩壊を防ぐ対策が求められております。そのために、正確に感染者やクラスターを捉えて必要な患者保護対策を取ることが必要であります。しかし、これまで国主導で医療・保健・福祉を削減してきた結果として、保健所の機能弱体化、PCR検査体制の不足が明らかとなっております。そこで県内ではもとより、当地域においても医療崩壊を招かないように、コロナ感染拡大抑制のための対策として必要な発熱外来の設置や、PCR検査が滞りなく行える体制づくりを国、県に求め、本市においてもつくっていただきたい。

県は、第2波に備えて県内10か所に地域外来・検査センターの設置を行って、今後起きる感染拡大に備えるとしております。地域外来・検査センターは、既に宇都宮、真岡等に開設しておりますが、残り8か所は各地域で調整中ということであります。残りの8か所は、県内のどこに設置されるのか。当南那須地区住民はどこに行けばいいのか。説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 感染拡大抑制対策の体制づくりについてお答えいたします。

現在、県北健康福祉センター管内には、帰国者・接触者外来が設置されており、保健所でのPCR検査が必要と判断された症例に対し検査を実施しております。

現在、県では感染拡大防止の医療体制強化を図るため、県内の医師会等に対し地域外来・検査センターの設置について協力を要請しております。既に議員がおっしゃったように、宇都宮市、小山市、真岡市以外での地区でも協議を進めている状況でございます。

市としましても、市町村長会議や市長会を通じて、市民が必要なときに適切な検査が受けられる医療体制づくりを国・県へと要望しているとともに、市民の不安解消に向けて県や関係機関と連携しております。

先週ですか、那珂川町町長と私と南那須医師会と、うちのほうの事務方と那珂川町の事務方と協議させていただき、対応していこうという、ただ、今は感染者数がほぼここはゼロなので、実際に検査を受けている患者さんや感染者がほぼいません。今までの感染者の件数でいきましたが、陰性しか出ておりません。今までやった検査数から倍を想定した病院対応が見込まれています。それに対して医師会が対応しても、もしかするとゼロ、受ける方がゼロの可能性があるので、もしも増大するようなときには体制を整えるということで体制だけは整えさせていただいております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 県のほうでは陽性反応が出た方を保護する病床というんですか、250床を目標に設定をしておりましたが、271床確保できたというふうにされております。

先ほど中山議員の質問の中で当地域だけでなく、塩谷郡、北那須、この南那須かな、それを合わせて、どっかに地域外来・検査センターを考えていると。恐らく大田原方面ではないかなというふうには思われるんですが、ここからすると宇都宮のが近いのかなという気もするんですが、いずれにしてもその場合、当然何というんですか、この地域でもPCR検査をやっているということでありますが、かかりつけ医がいいんだとは言いますが、まだそれほど流行していませんが、どこのかかりつけも感染されちゃうと、これは地域医療が崩壊してしまいま

すので、その辺も非常に問題だというふうに思います。この地域の発熱外来を明確にして、そして検査センターで、お医者さんの、今、指示があれば受けられるということでございますので、検査をして、そしてしかるべき保養所、そして濃厚接触された方をやはり検査をして必要な措置を行うということが求められるかなというふうに思うんですが、その辺で北那須のほうでは那須塩原市、大田原市、那須町は、北那須モデルというのを作って非常事態、これから感染が拡大したときに、どういう体制を取るかということをや3市町で一応対応策を決めているんです。であれば、うちのほうでも県内の10の外来検査センターですか、そこを中心に同一的な、広域的な協議を図って非常事態に備える体制を整えるべきではないかなと。そして、もし陽性反応が出たときには、スムーズにそれを保護する体制を取るというようなことで進めてはいかかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、先ほど申したとおりに那珂川町と一緒に調整をし、それで塩谷地区の郡市医師会とも相談しております。それで、那須医師会とも相談し、医師会同士3医師会で相談していただいて、おっしゃったように大田原を中心とした医師会が一番人口が、お医者さんの人口が多いので、そちらを対応にということで協議は決まっております。

もうそちらに含ませていただいておりますので、その辺は安心だと思います。また、間違えているとあれかもしれませんが、かかりつけの先生に一応お電話で言って、それから申込みをしてからしか受診はできませんので、今までと制度は同じです。勝手に行って誰かが受診できるわけではありませんので、その辺の制度は今までと今のところ変わりません。PCR検査においてはそのような体制になっておりますので、だから、かかりつけ医を経由して受診していただくということになりますので、発熱外来のほうは今のところ那須南病院でさせていただきますので、その対応をさせていただきますので、その対応をさせていただきますので、その対応をさせていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まだまだ言いたいことあるんですが、いずれにしても何というんですか、今まで各保健所を中心に帰国者接触者センターというんですか、それをやっていたんですけども、非常にPCR検査を受けるのがハードルが高かったと。しかし、今、厚生労働省の方針が大きく変わってかかりつけのお医者さん等々の指示があればPCR検査を受けられるというふうになりましたので、ちなみにJリーグの選手、スタッフ、それと関係者が3,000人近くいると思うんですが、2週間に一度、必ずPCR検査を受けると。全員ですかね、全員受けるということで進めるそうなので、そういうPCR検査を今度は唾液でもできるようにになりましたので進めていただきたいなというふうに思います。

次に、もし家族内において保護者が感染した場合に預かり手のない幼児や、児童などを保護する体制の整備策を進めていただきたいと思いますと思うんですが、体制づくりはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 保護者が感染したことにより、子供の養育等が困難になった場合の保護等の体制についてお答えいたします。

子供が陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったときや、検査対象となっていないとき、検査結果待ちなどを含み、基本的に自宅で待機していただくこととなります。保護者の代わりに親族等に子供の養育や健康管理をお願いすることとなりますが、各家庭の状況により養育が可能な親族がおらず、子供だけで自宅での生活や健康管理が困難な場合も想定されます。

このような場合の子供の保護や受入れ態勢については、国や県の基本的対応方針により、県や保健所、児童相談所、市や施設等の関係機関で協議、連携し、迅速に対応していくことになっております。

子供の保護等については、児童養護施設等において実施される子育て短期支援事業を利用することや、一時保護所で一時保護を行うこと、児童養護施設等に一時保護委託を行うことのほか、子供の症状等を踏まえながら関係機関と協議し、保護者の入院先の医療機関へ子供の一時保護委託を相談することも考えられております。

また、子供の受入れに際しては、濃厚接触者等への適切な対応や受入れ施設における感染拡大防止に万全を図る必要がありますので、今後も関係機関と連携をし、迅速な対応ができるよう体制確保の準備を進めてまいりますので御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、このコロナは大変な、感染が世界に猛威を奮っているわけがありますけれども、この那須烏山市においても、それに対する様々な対応が求められているところであります。

感染防止対策の経費、また生活困窮者や市民に対して、必要な給付などができるような資金づくりのために基金を創設して支給を図っていただきたいと思いますと考えているんですが、その考え方はいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基金の創設についてお答えいたします。

各公共施設の感染防止対策として、消毒液等の購入や、栃木県の要請に応じて休業した市内事業者への協力金、子育て世帯の支援として、なすから子育て応援給付金など、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、市独自の緊急対策を進めており、現段

階での基金の創設については考えてはおりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染防止の目的として、御寄附を頂いておるところがありますので、今のところはふるさと応援寄附金として受け入れ、ふるさと応援基金に積み立てた上で、必要な時期に事業の財源として活用させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、災害時の感染防止対策として市の防災計画を見直す必要があるのではないかと。3密にならないように。いよいよ水害シーズンが到来するわけですが、避難所等の設定や、間仕切りに必要な備品、健康管理の体制を取っていただきたいと思っております。

避難所については政府のほうでも29日、国が地方自治体を実施する災害対策を示した防災計画を改定し、新型コロナウイルス感染症が拡大したのを踏まえて避難所の3密を抑えるなど、感染症の観点を取り入れた対策が必要だということが明記されたところでございます。

また、県のほうにおいても、県の地域防災計画の改定というのが出されたところであります。本市においては、このコロナの対策を含めた避難所の安全確保対策はどのように考えておられるのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害時の避難所の感染防止対策についてお答えいたします。

まず、市の防災計画についてですが、本計画は災害対策基本法に基づき策定されており、豪雨や地震等の自然災害に対する計画であります。感染防止対策についても県の防災計画を踏まえながら、適宜見直しを図ってまいります。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、先ほど青木議員に答弁したとおりであります。まずは飛沫感染を防ぐ対策として、避難所が過密になる3密を避けるため、避難者は可能な限り親戚や友人の家等への避難をお願いいたします。

また、避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者の健康状態を確認するため、検温や問診を行い、発熱やせき等の症状が避難者に出た場合には、可能な限り個室に移す等の対応を図ってまいります。

接触感染を防ぐ対策としましては、避難者同士を接近させないよう十分なスペースを確保するとともに、避難者との間にパーティションで区切るなどの対策をし、避難所にアルコール消毒液の設置やマスクの配備を行ってまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この感染症の影響を受けている市民の皆さんに対して、国、県、そ

して市の様々な支援とか、給付とかそういう対応を理解していただく必要があるのではないかと。たまたま、新聞にはお隣のさくら市で国、県、市の給付、融資情報様々な支援策について分かりやすく一覧表を作成してというのがありましたので、私も行って取り寄せてまいりました。片方が個人世帯向け、片方が業者向けであります。それぞれ国、県、市、そして内容についてもよく分かります。その内容を詳しく知りたい場合にはその連絡先が書いてあるとこういうことでございます。

また、これは那須町のものでございますが、やはり個人世帯向け、そして片方は業者向けということで、それぞれの事業内容について書かれておまして、ここにこれ、何とかコードというんですか、ここにこうやれば、その内容が全部分かるようになっております。本市においても、市民の皆さんに、今の市のほうで分かっている給付支援とか様々な対策をまとめて知っていただいて、そしてそれに参加してもらおうというようなことが可能ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 全世帯にそのようなチラシを配布するということは、現在、市では今の段階ではやっておりますが、支援一覧につきましては作成し、ホームページ、あとは窓口等に設置して配布をして周知している状況でございます。全世帯の配布につきましては、今後対策本部の中で検討してまいります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、先ほど国の持続化給付金について71件の申請があったということでございますが、国の持続化給付金については前年度対比50%減少というか、減収というところが対象だと聞いております。

これに対して宇都宮市などでは市独自に、それでは30%から50%未満、これを給付、助けようというようなことがやられております。真岡市でも同様なことがやられております。これについてどうでしょうか。また、那珂川町においてはこの消費拡大、地域の活性化のために、20%プレミアム商品券を発行すると本日の新聞に載っておりましたが、これは野木町も同じようなことをやっているのかな。宇都宮市もやっていますね。こういう対策についてはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） はい、先ほど71件というのは協力金の件数でございますが、給付金の件数ではないのでそれは御理解ください。持続化給付金につきましては、50%以上を減額したところが国の対象ということで、それ以下のところにつきましては、県内市町村でも幾つか検討しているところでございます。本市としましても地方創生臨時交付金の申請

をする中で検討していくということで、国のほうには申請を出しておりますので、そちらの予算のつき方によっては、また本市のほうも横出し分として検討していければと考えております。

プレミアム商品券のほうにつきましては、今のところ出ていない状況でございます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 同僚議員のほうからも質問がありましたように、戦後最悪の未曾有の経済危機だということでございますので、その辺は英断をもってやっぱり今助けないと助からないという、ここはコロナの感染者がいなかったからというのではないけれども、実際に様々な営業不況、消費不況になっておりますので、そこは緊急対策本部のほうでも本当に真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次、やっと2番目になった、子供の貧困対策についてお伺いをいたします。

現在、日本の子供の貧困率は13.9%に達しており、約7人に1人が貧困ラインを下回る生活で、中でも深刻なのはひとり親世帯であります。何と貧困率は50.8%、主要国で最悪の水準となっております。

国では、昨年6月に、改正子どもの貧困対策推進法が成立し、子供貧困対策や支援対策が行き渡りやすくするために、これまでの都道府県を対象としていた貧困対策計画策定の努力義務を住民に身近な市町村に拡大しております。このような状況の下で、本市の子育て世帯への政策や制度拡充を図るために早急に市内の子供生活実態調査を実施して、市内の子供たちの生活実態や、現実に子育てに困っている方などの実態を把握して、その結果に基づく本市子供の貧困対策推進計画の策定を進めていただきたいとします。御答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市における子供の貧困の現状及び計画の策定についてお答えいたします。

子供の貧困につきましては、厚生労働省が実施した平成28年度の国民生活基礎調査によると、議員御指摘のとおり、国の子供の貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人の子供が貧困状態になっているとされています。本市におきましては、実態調査は未実施であり、現状について把握できてはおりませんが、各種助成制度の利用状況や相談件数等から、衣食住での困窮を極めるまでには至らないものと思っております。子供の成長や学習用品等の不足、社会的・文化的経験の機会が十分に与えられないといった、相対的貧困の家庭数が少なくないとは推測しており、新型コロナウイルス感染拡大によりさらに影響が懸念されます。

本市の子供貧困対策推進計画の策定につきましては、令和2年3月末に策定しました第2期子ども・子育て支援事業計画として子育て応援プランの中に盛り込み、子育て家庭への経済的

支援と、子供の貧困対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、貧困の状態にある子供の把握に努め、全ての子供が健やかに育成される環境を整えるため、関係機関及び地域のネットワークの協力を得ながら関連施策推進に努めております。

今後も、関係機関と連携を図り総合的な支援を推進してまいります。小堀議員などの食事の提供とかそういうのをいろいろしていただいております。今回は、放課後児童クラブに皆さんから食事を届けたりとかしていただいておりますので、感謝を申し上げたいと思います。それと合わせまして、総合的な支援を推進していくように努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 昨年の6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが策定されたところでございますので、ここでも様々な目的や基本理念に沿った対策が必要だということで、都道府県のみならず市町村にまで計画策定の努力義務が課されているところでございます。とにかく調査をしないで対策は取れませんので、きちっとした調査を図って実態を把握して対策を進めていただきたいというふうに思います。

次、本市の高齢者紙おむつ支給事業の実施状況について伺います。また、支給を受けるための申請手続も説明いただきたい。

県内の自治体の宇都宮市や那須町では、介護保険の特別給付で大人用紙おむつを支給しており、特に、宇都宮市では販売店と連携して無料配達を実施しております。本市においても、紙おむつ支給方法を民間業者、販売店と連携した宅配サービスの導入を検討していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者紙おむつ支給事業の実施状況と申請手続、宅配サービスによる支給方法の導入についてお答えいたします。

現在市では、在宅寝たきり高齢者等おむつ給付サービス事業として、在宅での療養生活の快適化並びに介護者の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図るため、月額5,000円の紙おむつ券を給付しております。

対象者は、要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者で、主治医の意見書で寝たきりまたは認知症の重度に当たり、かつ常時失禁状態にある方で、令和2年5月1日現在の給付対象者は112名となっております。

申請方法は、窓口による申請となりますが、本人の状況を知る担当ケアマネジャーの代行申請や助言による申請が多くを占めております。

支給方法としましては、当月分の紙おむつ券を市内9店舗の取扱い事業所に提示する助成券方式を取っておりますが、全ての店舗で無料配達を実施しており、在宅サービスである現物給付方式に並ぶ対応ができていますものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、要介護認定者の障害者控除についてお伺いをいたします。

65歳以上で要介護認定を受けている方が認定基準に該当し、市長が障がい者または特別障がい者に準ずる者として認定すると障害者控除対象者認定証が交付され、所得税、住民税の障害者控除を受けることができます。

その控除は5年間遡って受けることができ、障害者控除額は所得税の本人控除分では普通障害者控除が27万円で、特別障害者控除が40万円。同居家族75万円の控除が、住民税では普通障害者控除が26万円、特別障害者控除が30万円の控除が受けられます。本市の要介護認定者の障害者控除の実施状況と、住民に対する制度の周知徹底が図られているかどうか、説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 要介護等認定者の障害者控除についてお答えいたします。

介護保険制度では、要介護と認定され申請をした方には、障害者控除の認定証を交付し、それを提示することにより所得税、住民税の障害者控除及び特別障害者控除を受けることができます。

障害者控除の認定条件は、市内に住所を有し、認知症老人の日常生活自立度が中等度と判定されている方、または障害老人の日常生活自立度が準寝たきりと判定されている方になります。特別障害者控除の認定条件は、認知症老人の日常生活自立度が重度と判定されている方、または障害老人の日常生活自立度が寝たきりと判定されている方であり、実施状況としては令和元年度は19名に認定証を交付しております。

また、次に制度の周知方法でございますが、窓口での説明及び確定申告時期に合わせて、毎年度市の広報お知らせ版への掲載を行っております。

今後も機会を捉えて市民への制度の周知を図ってまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、障がい者の移動支援対策についてお伺いをいたします。

初めに、本市においても実施されております福祉サービスの中で、訪問系の居宅介護同行支援を実施していると聞いております。これは国の視覚障がい者に対する同行支援の方針に沿って、社会生活上必要不可欠な外出の支援であり、具体的には目的地まで一緒に同行し、電車や

バスの乗り降りを支援されていると考えますが、この障がい者移動支援の考え方及び本市内の視覚障がい者の人数及び市が具体的に移動支援を実施している内容について説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 障がい者の移動支援の考え方についてお答えいたします。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本市では障害者総合支援法等の関係法令に基づき、様々なサービスの提供及びサービス確保等、福祉サービスの充実に努めているところであります。

障がい福祉サービスにつきましては、障がい者相談支援センター及びサービス提供事業所等と連携し、障がい者ニーズに応じて具体的なサービスの調整をしております。

移動支援に関しましては、基本的に障害者総合支援法に基づく給付として、通院等介助、通院等乗降介助といった移動支援及びそれを補完するサービスとしまして、市町村事業の地域生活支援事業等において、余暇活動時等の外出を支援する移動支援事業を実施しております。各種サービスを提供するに当たっては利用者のニーズを十分把握した上で、例えば、余暇の活動として買物等の支援を希望するのであれば地域生活支援事業を利用させていただくなど、サービスの調整及び提供を行っていききたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 同じ内容での質問でございますが、障がい者の移動支援は障がい者の社会参加を促すための社会生活上必要不可欠な支援であります。本市内の視聴覚障がい者のニーズに合わせて通勤や経済活動等に利用できる移動支援事業の拡充を図っていただきたいと考えますが、答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 視覚障がい者の通勤時移動支援の拡充についてお答えいたします。

本市における視聴覚障がい者の移動支援につきましては、ほかの障がい同様、先ほどの質問で答弁したとおり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と市町村が行う地域生活支援事業における移動支援事業を実施しております。

しかしながら、これらの制度は社会生活上不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援するものであり、通勤・通学等の継続的かつ長期にわたる外出については事業の対象としていないところでございます。この点につきましては、全国的な課題として挙げられているものの、財政的な面やサービス提供体制等の問題から具体的な施策につながらないのが現状でございます。

現在、本市では、このような具体的な相談ケースはございませんが、障がいのある方が安心

して地域で暮らせるようにするためには、本市におけるニーズや、他市町の状況を踏まえ、限られた財源の中で効果的なサービスの提供ができるよう、制度の充実について国、県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） はい、何とか間に合いそうだ、これね、それでは最後の質問になります。

那珂川緊急治水対策プロジェクトの推進についてお尋ねをいたします。昨年の台風19号の水害を受けまして、国、県、市、町が連携をして那珂川流域の多重防御治水の推進、減災に向けた那珂川治水対策プロジェクトが決定されているところでございます。

しかし、この事業は5年間という期限内の事業でございまして、本市も同事業に積極的な受入れ体制を確立し、関係住民の方々の御理解と御協力の下に推進しなければ進みません。計画が着実に具体化し実施されますように、本市当局の総力を挙げた同事業への取り組み方をお願いしたいと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那珂川緊急治水対策プロジェクトについてお答えいたします。

このプロジェクトは令和元年東日本台風、いわゆる台風19号により、那珂川水系で甚大な被害を受けたことから、国、県、市町村が連携し、2つの治水対策によって社会経済被害の最小化を目指すものであります。

1つ目はハード面の対策としまして、河道の流下能力の向上や遊水・貯留機能の確保と向上、土地利用、住まい方の工夫などを図るなど3つの内容を盛り込んでおります。

2つ目としまして、ソフト面の対策として、減災に向けたさらなる取組の推進でございます。主な内容は、水位計、監視カメラの設置や防災情報発信の強化、緊急排水作業の準備計画策定や訓練の実施などです。本市におきましては、下境地区に霞堤を整備することになっていますが、河川管理者である常陸河川国道事務所からは、予定した地域の皆様へのプロジェクトの説明会が、新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から開催が困難な状況にあるため、開催方法を随時検討していると伺っております。

また、国、県と河川管理者の連携の下、先日5月28日に久慈川、那珂川流域における減災対策協議会をウェブ会議で開催し、那珂川緊急治水対策の実施状況の報告、または市、町による要望をさせていただきました。この中で先ほど中山議員からもありましたサイレンの吹鳴なんですけど、もしもだったら水量計と連動できるのはないのかということで一応要望はさせていただいております。また、7月3日には、担当地区の河川の那珂川上流の期成同盟会長として、ウェブ会議に参加する予定となっております。

河川管理者と連携し、地元住民の意見を集約して合意形成を図り、早急に整備ができるよう体制を整えてまいりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これが今度、請願・陳情で出されておりますが、そこで那珂川緊急治水対策プロジェクトのパンフレットがございます。この中で霞堤の整備は下境を中心としてやられるだろうと思うんですが、そのほかに宮原のほうでも土地利用制限や家屋の移転等が予定されております。さらに、このパンフレットでは、城東地区においても住宅の移転はないと聞いておりますが、やはりこの治水プロジェクトの関係があるというふうに考えております。

そこで、とりわけ、私の考え方ではこの5年間というふうに期限で考えておったんですが、何か担当課に聞いたならば全体が5年間ということではなくて、その事業の一部が5年間で、それ以後も土地利用制限関係とか、家屋移転等の事業が展開されるというような話を聞いたんですが、その霞堤の整備、そして土地利用、住まいの工夫、これについてはどんなふうに進めていくのかももう一度ちょっと確認をしておきたいなと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 那珂川の緊急治水プロジェクトにおきましては、3つのメニューがあるということで、その中で霞堤につきましては、おおむね5年程度に完成を目指すということで言われております。

移転関係につきましては、かなり長期戦になるという予想がされますが、まずは霞堤を整備して、住民の安全度を増すということで、それを優先に進めるということで伺っております。

先ほど市長からも申し上げましたが、コロナの関係で説明会がまだ開催されておませんが、地元の役員さん等との打合せは進めておりますので、機会が、コロナのほう収まりましたら地元のほうに下ろし、地元と市、国が一体となりまして、整備に向けて進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、5年以内ということではない、家屋移転のほうなんです、特に下境なんかは水田がありまして、そこに盛土して住宅移転用地を造るのかなって聞いたら、そういう方式ではなくて高台のほうに用地を確保して、そして移転する考えだというふうにお聞きしました。そうしますと、例えば旧境小学校、あそこなんかは移転の候補地としては非常に重要ではないかなというふうに考えるんですが、これについてはもう既に、販売してしまったのですか、議会にかかっていないので販売したとは考えておりませんが、今はどういう状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 前から議会の中でもお話したとおり、あそこを購入する企業がございましたことから、そこと契約に向けての準備をしているところでございます。現段階は正式な契約の手続の途中まで来ておりますが、最終的な内容の協定がお互い確認をまだされておられませんので、一旦保留のような形にはなっているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） もし、そこがまだ契約が正式にされていない、売っていないということであれば、近い将来の家屋移転等の重要な候補地になるのではないかと私は考えますので、ぜひ、そのことを念頭に今後御検討をお願いしたいと、このように訴えまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど答弁が少し漏れましたが、旧境小学校の家屋評価の鑑定評価が入ったことから、その成果をもって、今後進めていくというようなことで、現在進めておりますので、今の御意見はそういう意見があったということで、今の段階ではとどめたいと思います。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様こんにちは。7番、矢板清枝でございます。傍聴席には多くの皆様に御参加いただきまして誠にありがとうございます。久保居議長の許可を頂きましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスがいまだに世界中の人を脅かし、いまだかつてない状況となっております。日本国内では全国に緊急事態宣言が発令され、自粛することが命を守ることにつながり、医療の現場を逼迫させない手段として有効とされる、とどまることの大切さを痛感いたしました。休校を余儀なくされた子供たちの一助になればと思い、今回の質問は新型コロナウイルスによる小中学校等の対応について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、①番の新型コロナウイルスが猛威を振るい、日本全国に緊急事態宣言が発令され、小中学校、幼稚園、保育園などが休校となりました。緊急事態宣言が解除されましたが、今後どのように再開し、また3密を避けていくことが大事だと言われていますが、どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

まず、公立の幼稚園、保育園等について私のほうから述べさせていただきます。

公立のつくし幼稚園につきましては、5月11日から同月31日までの間は、年少、年中、年長別に分散登園をお願いしており、年中、年長のクラスにおいては、それぞれ20人を超える園児がいるため、余裕教室を活用し、1クラスを半数程度の10人前後の人数に分割し、通常よりも園児間の間隔を空けて教育を提供しております。6月以降は毎日の登園となりますが、余裕教室を活用し、クラスの人数を10人前後の単位で運営することとしております。

そのほかの保育園等につきましては、家庭において子供の面倒を見ることが可能な場合は自主休園をお願いするなど、通常時の保育に比べますと密が回避できているものと考えられますが、6月以降においては通常の登園スタイルに戻ることになりますので、定期的な消毒を行いつつ、小まめな換気や必要以上に密集密接することのないよう配慮し対応してまいりたいと考えております。

放課後児童クラブにつきましては、小学校の休校後も共働き家庭等の児童の受皿としまして、国の新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインに即しながら開設してきました。緊急事態宣言後は、利用者に対して利用自粛の協力依頼をして、可能な限りで自宅保育を促し感染症拡大防止について対応しました。緊急事態宣言解除後につきましても国の指導に即し、感染症予防対策を講じながら開設してまいりたいと考えております。

こども館につきましては、不特定の親子が来館することから、小学校の休校に合わせて5月末まで閉館の措置を講じ、6月2日からは開園しております。当面は参加者が多く集まるイベントや移動出前サロン等の事業を行わないこととし、来館者にはマスク着用や検温などの協力依頼をして、状況によっては来館者の人数制限するなどの対策をしながら開館してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは小中学校のほうについて、3密を避ける対策についてお答えをいたします。

本市小中学校におきましては、5月11日から13日までの期間、登校日を設けまして、各

生徒1人当たり1日ということになりますが、18日からの週を分散登校としまして学校再開に向けて準備を行ってまいりました。登校日、分散登校の方法は各校の実情に合わせて、学年ごと、また地区ごとと、そしてまた小規模校におきましては全学年というふうな形で、3密を避けながら実施してきたところでございます。

前提といたしまして、検温、マスク着用、手指の消毒、トイレ等の施設の消毒は当然のことながら万全を期しておりますし、これからもそのようにしていく所存でございます。

学校においては、児童生徒が3密になるパターンが多々考えられます。教室、スクールバス、JRでの登校をする児童もおりますので、そういった中で子供たちの3密を避けるような指導をきちんとしていきたいと考えております。

教室においては、学級の人数によって1、2メートル離れることは困難になっている教室がございます。学校によってですが、多くの小学校が本市は天板が普通の天板より大きいんです、机自体が。もちろん下は同じなんですけれども、上が大きくなっているということで、距離を取るのが非常に難しいと。ただ、机が大きいだけで子供たちの大きさはそんなに変わりませんので、人と人と、生徒と生徒、児童と児童の間は普通には取れるというふうな形で、どのような配置がいいか各学校で担任のほうを考えて、今、生徒の椅子の並べ方をできる限り広げて授業スタイルを考慮しているという状況でございます。

また、グループになっての活動、話し合いは極力控えるというようなことで指示をしておりますし、給食も子供たちにとってはちょっとかわいそうなんです、グループではなくて前を向いて、黒板のほうを向いて全部がそれで給食を取る。ただこの点につきましては、配膳が非常に時間がかかるということで、現在どのような形がいいかということで検討中でございます。

換気につきましては、休み時間に十分に換気を行うとともに、児童生徒の過密な接触を避けるように呼びかけてはいるんですが、なかなか学校のほうへ行くと難しい面もございますので、子供たちにさらに指導を徹底していきたいというふうに考えております。

スクールバス、JRでの登校の場面につきましては、静かに乗車することを徹底しておりますし、またバス業者、JRにも御協力いただきまして、可能な範囲での消毒、換気をしております。このような配慮をしましても、児童生徒にとって楽しい学校生活を送るということにおいて、友達との接触を完全に防げるものではないとは思いますが、国や県、近隣市町の情報を得えながらも児童生徒の命を守っていきたいと考えております。

また人員的には、これから確定ということですが、2名です、この2名の増員を県のほうから頂きましたので、これについて小人数指導の一助になるように、学校と考えながら配属してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 詳細なる、休校中の学校のいろいろな説明を受けまして、今後、対策として進めていくということもお伺いいたしました。

分散登校が先月2週間にかけてありまして、各児童が5日間登校できるように学校のほうではされていたんですが、その2週間の中で注意すべきポイントというか、どのように指導したのかというか、一番学校生活に慣れなければいけないというその部分で、心構えみたいなのか、そういう、今までずっと休んでいたの、休んでいるものを学校に向けていかなければならないその指導というか、そういうのを今後、考えていかなければならないなというのも思いましたので、それを学校ではどのように指導していくのかということをお伺いしたいなと思ったんですけれども。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 逆に言いますと、教員のほうが早く教えたいと、勉強その他、というような状況でございましたので、まず18日の第1週については、授業内容については復習を、そして新たな学年に進む準備をすると、それから学校の生活に慣れるようにというような指示をしております。

もちろん手指の消毒、教室その他の消毒については言うまでもありませんし、25日からの週につきましては、若干新しい教科書のほうに移りながら、学校に慣れるような指導をなさいということで、実際にそのように各学校で職員のほうに指導をしています。

もちろん子供たちは、早く学校に行きたいという子が大多数でしたので、逆に学校であまりはしゃがないというような、抑えるような指導も並行でしております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 分かりました。

続きまして、学校内の換気についても一度お伺いしたいと思うんですけれども、これからは暑さのほうが悪くなってきました、冷房をつけながらの換気になると思うんですが、それについてどのように、十分に換気をするということだったんですが、時間をどのくらいかけて換気をしていくのかとか、そういうマニュアルみたいのを作られたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 実際にそういうマニュアルは作っておりません。ただ冬季において、例えば5分間窓を開けて換気した場合に、1度程度しか下がらないというのはこれはもう随分昔から我々が学生の頃からそういった数字は出てきておりますので、それと同じように5分で

なくて休み時間10分は換気して、冷房が1度上がっても、実際に国、県のほうは28度というような指示が出ていて、去年あたりは厚生労働省が、あれは単なる目標であってどうのこのなんという話が出てくるような状況ですが、一応那須烏山市の教育委員会としては、学校と子供の状況に応じて温度設定は、状況に応じて変更してもよろしいというようなスタンスで指示しておりますので、そういう意味では子供たちには学習状況で、換気と温度設定については、学校独自に対応しているということで、あまり大きな影響はないのではないかと。

ただ一番困るのは、体育館とか校庭での体育、または休み時間というようなことで、それについては、十分職員も外、または体育館に行って指導をするということは、そういう子供たちの状況を確認するというようなことで対応していきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、先ほどスクールバスの換気、消毒についても教育長のほうから答弁を頂いたんですけども、それはどのように丁寧にしていくのかという、どの程度までやっていくのかということですかね、やはりスクールバスの中が一番過密になりやすい場所だと父兄の方たちは一番心配される部分だと思いますので、そこをしっかりと、どのようにしていくのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） これは、これからどうするのかではなくて、既に3月の臨時休業とか、そのときに卒業式、それから4月には入学式及び始業式それから、失礼、3月は卒業式と終業式です。その段階で既にバス運行会社のほうにはアルコール消毒を必ず乗車するときに全員にしてもらおうと、もちろん子供たちにはマスクを着用でというようなことで、それから子供たちが降りた後、車庫に戻った場合には車内を全部消毒してもらおうというようなことで、もう3月の段階からそのようにやってきておりますので、今後もそれは続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 分かりました。

続いて学校給食についてなんですけれども、休校中の食材というか、休校中、学校給食の給食費を頂いていると思うんですが、これに関してはどうのように、提供された分だけで日割りにして計算して返金とか、そういうふうになるのか、またはどうようになっていくのかというのを伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの質問にお答えいたします。まず、昨年度といいますか3月の時点で卒業された今の高校1年生、それから新中学1年生の方たちについては、

1日分だけを頂いて返金ということで3月中にお返ししています。

今の現在校生の皆さんについては、4月から来年3月までのうちの例年11か月分ということで、夏休みの8月分を頂かない形で調整をさせていただいております。それで確かに4月、5月においては臨時休校ということで、給食の提供がない日が多かったんですけども、今回夏休み期間を短縮して補習授業等の実施も考えているところから、年間を通じての給食の提供日数がほぼ変わらないということで、今のところ考えているんですが、その辺で変更がなければ、現行どおりの同じ11か月分ということで徴収をさせていただく予定でありますし、もちろんあってはならないことですが、第2波とか第3波の関係でまた年度後半に臨時休校等が仮にあった場合には、またその時点で給食費の徴収等について取扱いについては再度検討していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） はい、了解いたしました。

休校で遅れた分の授業時間の確保というのは、以前教育長のほうからもお話は頂いているんですけども、もう決定されていると思うんですが、もう一度夏休み期間はいつからいつまでというのを伺いたしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先々週の臨時教育長会議で、県のほうの一応、今年度中にいわゆる教育課程は全学年終了するという方針でよろしいですねというふうな一応申合せが出されました。

一応本市につきましては、もう以前から夏休みは短縮ということで、そして8月1日から16日までが夏休みと、7月は31日まで授業を行うと。ただ、今後、今年は若干オリンピックで休日が設定されてそのままですので、それは休日として入れると、それから判断して、2学期は8月の17日からというふうな形で設定しております。

さくら市や矢板市においては、冬休み及び年度末の休業のときにも若干休業日を減らすというふうな方針が出ておりますので、それについてもちょっと考えて、今、いるところがございます。

何らかの方法で、特に小6と中3については、文部科学省のほうで、以前もお話がありましたように、他学年、1年から5年まで、中1、中2は年度がまたがって教育課程が積み残しがあってもいいよという話があったわけですが、その中でも、小6と中3については必ず終わらせるようにということですので、今の本市のやり方、また他市町もそうですが、全学年が同じ日数になっていくので、特に小6と中3についてというふうな考え方をこれからどのように具現化していくかということについて調整をしまいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 小6、中3は大事な時期ですので、しっかりと授業時間を確保されて、よい方向に検討されることを要望いたします。

それでは、今年入学された新1年生についてなんですけれども、一番人生の中で最初の入学の学校生活になります。その中で休校になってしまったので、延びてしまったその部分で、学校に慣れるということが一番最重要課題になってくると思うんですが、近所の子で入学された子が慣れてきたからとても元気に行っているという話を聞いて、とても安堵しているところなんですけど、やはり一番心のケアというかそのところに重きを置いて指導に当たっていただきたい、それは十分にやられていることだと思うんですけれども、そこを十分に配慮されて指導に当たっていただきたいということを要望したいと思います。

それでは、続きまして2番目の休校により学力低下が懸念される中、いつまた休校となるか心配であります。国においては学校教育におけるGIGAスクール構想の1人に1台の情報端末の整備を推進していますけれども、令和元年度及び令和2年度で補正予算措置により全ての義務教育段階の子供たちに対する1人1台の情報端末が整備されるということになっています。

また、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する、LTE通信環境、モバイルルーターの整備147万台や光ファイバーの整備に伴う学校ネットワーク環境の整備への支援も計上しているところでございます。本市ではどのように進めていくのかを伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） GIGAスクール構想についての御質問だと思いますのでお答えいたします。

国は、令和2年度の補正予算においてGIGAスクール構想の加速による学びの保障として、2,292億円を計上しております。1人1台の端末を整備、家庭でもつながる通信環境の整備など、学校の臨時休業等の緊急時にもICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するという事としております。

余談ですが、前回の議会の折には3年間をかけて全生徒ということだったんですが、その後、急遽今年中に全部やれという文部科学省からの指示があって、はっきり言って非常に戸惑っております。

学校ネットワークの環境整備でありますけれども、本市においては、令和元年度の国の補正予算を活用いたしまして、小中学校内での高速通信をまず可能とすると、これは3月議会でお答えした内容になります。

端末については年度末ぐらいまでに、小5、6と中3とかというふうな形で考えていました

が、国のほうから先ほど申し上げたように全学年やれということになっておりますので、まずは先ほど申し上げたように高速通信を可能とする校内ネットワークの環境の構築工事を今年度中に行います。

それから小中学校において校内LANにより、電子黒板等のICT機器を活用した授業が展開されておりますけれども、今年度の再構築において、国が求める高速通信可能なLAN回線を整備するとともに、教室内で1人1台の端末を活用した授業ができるような無線アクセスポイントを整備いたします。

次に、1人1台の端末につきましては、小1から中3まで全ての児童生徒へ1人1台の端末が行き渡るよう今年度の補正予算で対応する予定であります。また、端末の整備をするに当たりまして、どのような機種を選定するかと、授業でどのような活用をしていくのか、さらに端末を用いた家庭学習への対応を検討するため、各小中学校の情報担当教員を中心とした仮称でありますGIGAスクール準備委員会を組織して検討していきたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、6月上旬から7月上旬にかけて3回ほど委員会を開催し、端末の選定等の答申案をまとめる予定になっております。また、家庭学習に対するLTE通信環境の整備につきましては、Wi-Fiが整っていない家庭に対する対応等を目的に整備するものでありますけれども、その対応等の方法についても、GIGAスクール準備委員会で検討し、他市町の対応方法なども情報収集して対応してまいりたいと思っております。

これも余談ですが、GIGAスクール構想が出た途端に、某電子機器メーカーは国が予定する4万5,000円に合わせたような端末の新聞1面を使った広告が出たり、今回Wi-Fiを家庭に貸与するというとコンセントに入れるだけでWi-Fi環境ができますというコマーシャルがテレビで流れたり、非常にどのような情報管理になっているのか心配しているような状況ですが、そういったものにも惑わされしないで、将来的に、どうしても更新しなければならぬものですから、その辺について予算と端末の機器、それから、インストールされている情報等、もちろんインストールされている内容等について確認しながら、ある意味で5年とか、5、6年で更新しながら使っていけるような、あまり経済的に本市に負担にならないような端末を整備していきたいとそのように考えておりますので、御協力のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、今年度中に小1から中3まで整備する予定ということでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 整備する予定で予算等取りたいと思うんですが、実際600万台ぐらい全国で必要になって、果たして実物の、現物がそろうのかという部分もあって、他市町の教育長も現物は年度またがってしまうのではないのというふうな、ちょっと危惧しているところですので、一応計画は今年度中という、ただ実質的に端末は、学校の10ギガのWi-Fiは今年度中にやりますが、子供たちに端末が行き渡るのはちょっと今年度中は難しいかもしれないというふうにしか今のところお答えできません。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、端末については本市のみで購入するという考え、または広域をまたがっているいろんな市町村で共同購入をするという、安く手に入るような方法もあるということも伺っているんですけども、どのように進めていくかというのも決まっているんでしょうか、お伺いしたいと。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの件についてお答えいたします。

共同購入または単独購入という部分についてなんですが、実は県のほうで最近、直近で県内各市町の担当者を集めた説明会と、それと午前はそれで、午後は交流会といいますか意見交換会のような場がもたれました。それで、あらかじめ各市町の共同購入、単独購入の希望を聴取した上で、交流の時間帯でいろいろ意見交換はしたようですけども、市町村によってやはり考え方とか進捗状況が異なるところから、なかなか例えば教育事務所管内で統一とか、そういったものは難しいところかなと考えております。

今のところは、これだというものはなかなか言いにくい部分はあるんですが、基本は単独購入ということにならざるを得ない状況かなと、少なくとも那珂川町とはこの部分につきましては、あらかじめ意見交換等を行ってきたところではありますが、今、申し上げた事情でお察しいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。それでは長く使えるものを、いいものを選んでいただいて、今年度中に間に合わなければ、なるべく来年度早々には何とかという、そのような思いもありますのでよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。休校時にきめ細かい学習指導を行う際には、GIGAスクールサポーターや、学習指導員のようなオンライン授業の実施などのICT環境の積極的な活用というのが必要になってくるのではないかと考えますけれども、本市の見解を伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ICT環境の積極的な活用ということでございますが、臨時休業中などにおける学びの場の保障としてオンライン事業は有効な手段の1つと考えられます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在のところ、本市において双方向でのやり取りができる環境は整っておりません。また、ネットワーク環境やICT機器が整備されたとしてもそれらの知識や技能が学校教員、学校や教職員に備わってなければ、有効な活用が望めませんので、議員御指摘のGIGAスクールサポーターによる授業支援は、これからのICT環境の積極的な活用には欠かせないものでございます。

今回の臨時休業中、教育委員会や各学校により家庭学習用の課題や動画などが作成され、インターネットを通じて配信されました。今後、ICT環境の整備が進めば、今回のような場合においても、教師側と児童、生徒側の両方でやり取りが可能となり、通常の教室にいるのと同様のような環境で学習を、支援を続けることができるようになるかと予想されます。

しかしながら、先週あたりの新聞等に普通の対面授業よりICTを使った画面での授業のほうが非常に子供たちが疲れると、効率が悪いというような調査結果も出てきております。ですから両面で、しかも日本の場合は1クラスの人数がはっきりいって欧米に比べると多いというような状況もございますので、どのような活用ができるかということについて今後、ICT環境の整備と並行してそういった利用方法について方策を考えていかなければならないというふうに考えております。

また、学校規模によっては数百台の端末機の維持管理が必要となりますので、授業の準備、教材等の準備に加えて、セキュリティー管理の面でも教員の仕事が今以上に増えることはこれは必定でございますので、これらの業務に多忙な教師だけで対応することは困難になると、そういった、これらに対する専門的知識、技能を持つICT支援員の重要性は今以上に高まっていくものと考えられます。

本市におきましても、地域人材の活用の視点から、今後ICT専門知識、技能を持った保護者の方や地域の方の協力を得ながら支援員の確保を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、学校のICT環境の整備と積極的な活用を進めることで本市の教育の情報化と、それを通じた教育の質の向上が一層図られますよう努力してまいりますので、御理解を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 分かりました。その保護者の中にもかなりICTなどに詳しい方もいらっしゃると思いますので、PTAと学校との協力体制が今回の休校でとても深まったというところの地域が、テレビで出演されているところがあったんですけども、そのようなことがまた、こういうことを通じて子供と保護者、また学校の先生と、うまく連携が取れるような状

況がすごくよかったということがありましたので、そういうことも視野に入れて考えていただければと思います。

それでは次の4番目の小中学校、幼稚園、保育園などにおけるマスク、消毒液の配布、非接触型体温計の整備などを図るとともに、スポーツ文化施設などにおける感染防止のための環境の確実な整備というのが求められると思うんですけれども、どのようにしていくのか、今されていると思うんですが、今後どのようにまたしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 感染防止のための環境整備についてお答えをします。

幼稚園、保育園等につきまして補助率100%の1施設当たり上限50万円とする保育対策総合支援事業費補助金を活用して、マスク、消毒液など、公立私立を問わず購入でき次第すぐに配分するなどの措置を講じてまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 感染防止のための環境整備について、小中学校に関してお答えしたいと思います。

小中学校におきましては、児童生徒の健康観察の徹底、マスクの着用、小まめな手洗いの徹底、教室の座席の距離を空けて対面とならないような形で活動を行うなど、様々な感染の防止に向けて取組を行っております。

文化施設につきましても、図書館におきましては指定管理者と定期的に感染防止対策について協議し、マスクの着用や手指のアルコール消毒、それ以外に図書館の閲覧席や視聴覚コーナーの利用制限などを設けるなど密集を避ける工夫を行っております。また、貸出しカウンターの飛沫感染防止のビニールの設置や、カウンター前に2メートル間隔の待機線を設置するなど、来館者同士の密接を避ける工夫もしております。

返却いただいた図書資料につきましては、職員が1冊ずつ表面を丁寧に拭き取り作業を行っております。閲覧席のテーブルは定期的に消毒を行いまして、毎日の閉館後には来館者が触れるカウンター、書架、セルフ貸出し機、トイレなど、チェック表に基づきまして消毒を行うなど徹底した感染防止対策が図られております。今後も状況に応じまして、効果的な感染防止対策を検討してまいります。

また、スポーツ施設におきましては、屋内施設の入り口にアルコール消毒液を配置するほか、基本的な感染防止策を維持できるよう周知を図ってまいりたいと考えております。また、利用に当たって一定の条件を付すなど、感染リスクの低減に努めるとともに利用者に濃厚接触者等が確認された場合には、直ちに施設封鎖の対応や利用者への連絡ができるよう体制の充実を図っていくところでございます。御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 体育館、武道館、またはプールのB&Gというのが教育長答弁の中にも、体育館利用のことはおっしゃっていたんですけども、改めましてどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 運動施設につきましては、6月から条件を付して利用再開いたしております。今年度中におきましては基本的に持続的に感染防止、感染リスクの低減に努めなければいけないというふうに考えております。

ですから、その期間中は、いつ誰が利用したかを明確にすること。それから緊急の連絡体制を整えるというようなことも各団体に周知をしながら連携を図って防止に努めてまいりたいと今、考えております。

また、B&Gプールにつきましては、先頃当局で打合せをいたしまして、既にホームページに載せさせていただいている部分もありますが、やはりなかなか安全に利用できるというふうには、なかなかプールは言い難いので、今年度についての、今シーズンは休館というふうにさせていただきます。

市民にも丁寧に説明をしていきながら、周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 体育館、運動施設のこともよく分かりました。B&Gプールは子供たちも大人の方も利用の、スイミングスクールみたいなそういうのがあって利用している子どもたくさんいらっしゃるんです。とても楽しみにされていましてので、今回プールがないということはちょっと残念に思うんですけども、やはり健康が一番大切ですので、そのところはしっかり皆さんにもう一度丁寧に分かるように周知をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問に入ります。多くの学生が経済的に困窮し、生活と就学の大きな危機に直面している中、アルバイトについても雇用調整助成金が活用できることの周知と市奨学金の緊急採用、増額などの検討が必要だと考えていますけれども、どのようにしていく考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 雇用調整助成金の周知と、市奨学金の緊急採用、また増額についてということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難や不安を抱える学生等が増えてきているため、文部科学省から各大学等に対して、学生等への就学支援について、支援を必要とする学生等一人ひとりに確実に情報が行き渡るように周知徹底する

という通達がありました。

その中の1つに、雇用調整助成金の特例措置が含まれております。雇用調整助成金は従業員に直接支給されるものではなく、企業側が従業員に支給する休業手当の一部を政府が助成するものです。学生が企業に申請するものではありません。学生等からの問合せの際は制度の周知を図っていきたいと思っております。

次に、奨学金につきましては、議員も御承知のとおり、奨学金制度は教育の機会均等の理念の下、意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することがないようにするための制度になります。本市の奨学金は、返済の要らない給付型の奨学金制度となっており、6月現在で高校生が10名、専門学校、大学生が9名の19名が給付を受けております。

基金は、市場公募債で3億3,000万円、定期で8,200万円を運用しており、残念ながら利率が低いため基金を取り崩して運用するような状況になっております。基金の原資に限りがある制度となっていることから、世間一般にたくさんの方が利用されている日本学生支援機構の奨学金制度もありますので、現時点におきましては、奨学金の緊急採用や増額につきましては考えておりません。

なお、本市の奨学金につきましては、日本学生支援機構や県の貸与型の奨学金に限り、併用が可能となっております。それぞれの奨学金を計画的に上手に組み合わせて活用していただくよう連絡等できれば、そのようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 先ほど青木議員からふるさと便というか提案があったんですけども、やはり市外に出て学生さんで帰宅ができない困難者というのがいらっしやいまして、やはりアルバイトがもうできないよということで、本当に苦しい、何か帰宅もできないような状況で本当に不安な心で、その場所にいななければならない、または本当に帰ってきたくても帰れないという、何か泣くに泣けないような状況のお子さんがたくさんいらっしやいます。その中でうちの市の子供たちに、うちの市からほんの何かが届けられたならば、どれだけ喜びというか本当に前向きに頑張ろうという気持ちになるんじゃないかとそのように感じます。先ほど青木議員も一生懸命伝えていたんですけども、私もぜひこれは、市長、考えていただいて、前向きに検討されていったらいいのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 最初はそのように私も思っておりましたが、20万円ぐらいの支給がされる場所に、どのぐらいの物をあげたほうがいいのか、学生のアルバイトで20万円稼い

でいるということは、本来の収入以上になっているのではないかと、いろいろ考えも及びましてこれが長期に及ぶようでしたら先ほど青木議員にお答えしたように、秋に考えるとかそういう対策はできると思いますが、今の段階で学生に何かを補助するに当たって、本当に必要な学生が多大にいるのか、どうなのかが分別ができませんので、その辺の対応をさせていただけたらありがたいなと思います。

正直言って、すごくもらえる学生はもらうようになってしまうのではないかなと思うんです。その一部分の、物を、お米をあげたからってすごく喜ぶのかといわれたらどうかなというのは私の中でも疑問なので、確かに何でもあげれば喜ぶますけれども、そういうのが本当の政策ではないと思いますので、その辺は十分に検討させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） これ20万円、10万円というこの学生支援緊急給付金というのは、もらえる方、もらえない方がいらっしやると思います。やはりもらえる、もらえない、また、この市に行って、外に出ている、出ていないにかかわらず、やはり同じ思いをしているという心のところから、何かということを訴えているわけなので、考えていただければと思いますので、以上です。

○議長（久保居光一郎） 以上で7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

[午後 2時45分散会]